

第二次世界大戦後アメリカの対韓国〔朝鮮〕政策〔左派抑圧〕に関する一考察(二)
——韓国〔朝鮮〕国内の左派諸勢力に対する「弾圧政策」を中心として——

李 相 睦

目次

- 1 序論——問題の提起と従来の研究動向——
 - (1) 問題の射程と分析視角
 - (2) 従来の研究動向とその検討
- 2 韓国〔朝鮮〕民族の「民族解放」とアメリカの初期占領政策
 - (1) 「民族解放」・建国準備委員会の創設と呂運亨
 - (2) 朝鮮建国同盟と「建準」との相互関係
 - (3) 「建準」の解体と「朝鮮人民共和国」の創設
 - (4) アメリカ軍の韓国〔朝鮮〕上陸準備とその「占領方針」
 - (5) アメリカ軍の韓国〔朝鮮〕占領と敵視政策 (以上一六七号)
- 3 アメリカ軍政当局の「人共」の否認と左派勢力への弾圧政策

- (1) D・マッカーサー布告と占領方針の基本性格
- (2) J・ホッジ中将の占領方針と親日派の追放問題
- (3) アメリカ軍政当局の「人共」の否認と亡命指導者の方策
- (4) 左派の「革命」的攻勢とアメリカの抑圧的対応（以上本号）
- 4 アメリカの左派政治諸組織に対する非合法化のための画策
- 5 結論——アメリカ軍政への評価——

3 アメリカ軍政当局の「人共」の否認と左派勢力への弾圧政策

(1) D・マッカーサー布告と占領方針の基本性格

アメリカ軍の韓国「朝鮮」軍事占領の目的が、北緯三八度線分割から見れば「共産主義者による韓国「朝鮮」の支配・獲得を阻止すること」であり、「韓国「朝鮮」の政治的な発展は、自由な代表制民主主義のアメリカ的概念と一致する線に沿って軍政により指導されなければならない」という内容であったとする説明は、アメリカの公文書でのみ裏付けられるものである。但し、L・グッドリッチ(L. M. Goodrich)の言う政策・作戦面で、アメリカ側には明確な政治目的達成のための適切な準備がなかったと言うのは不当である、とする見解もある。⁽²⁾確かにボツダム会談直前の國務省文書でも、アメリカ・イギリス・中国三国の外務当局による韓国「朝鮮」問題研究は、中間的な国際監視期間の

正確な構造や韓国〔朝鮮〕独立の時期について勧告し得る程進展していない、と再び繰り返している。¹³⁾

アメリカの対韓国〔朝鮮〕占領政策の骨子は、一九四三年のカイロ会談後間もなくアメリカ国務省によって確立されてお¹⁴⁾り、その後一九四五年のポツダム会談迄に、一定の範囲で具体的に進展していたのである。¹⁵⁾「民族解放」当時アメリカ軍政当局の全羅南道の情報局長であったE・ミードが体験したような、韓国〔朝鮮〕占領時の民政業務における明確な政策の準備の欠如は、¹⁶⁾第一に、国務省の韓国〔朝鮮〕政策が「韓国〔朝鮮〕独立」を目的としたものではなく、利害関係諸国——特にソヴェト——の関与の是認を前提とした上で、極東におけるアメリカの戦略目的の追求を主要目的としたこと、第二に、北緯三八度線の設定——「南・北分割線の画定」——が、国務省の政策方針からすら外れたアメリカ陸軍当局のソヴェト軍事戦略——すなわち、アメリカ陸軍当局は対ソヴェト戦略上において陸軍の要求によって、実質的にアメリカ軍の到達できる線よりも遙かに以北の線を主張していた——に主導されたこと、の二点に基本的な原因があつたのである。

アメリカ軍の韓国〔朝鮮〕占領日を巡る混乱は、当時、韓国〔朝鮮〕地域に駐屯していた日本軍の徹底した抵抗や攻撃活動によるものでなく、専らソヴェト軍の満州及び韓国〔朝鮮〕への迅速な進撃によって生じたものである。或るアメリカ軍の将校は、アメリカ軍による韓国〔朝鮮〕への迅速な占領が、「H・トルーマン大統領の指示及びその大統領指令によって擁護された。アメリカ陸軍省と〔アメリカ占領軍と〕の数度に渡るラジオ交信の中で最も強調されたのは、ソウル地区の占領を最優先する」という点であつた¹⁷⁾、と語っている。そしてアメリカ軍による韓国〔朝鮮〕の「緊急占領と安全保障」への誓約は、H・トルーマン大統領以下全関係機関の支持を得ていた。¹⁸⁾そこには、アメリカ当局の対ソヴェト戦略としての韓国〔朝鮮〕の「緊急占領とソヴェト体制〔レジーム〕——共産主義体制——の阻止」と言う点で、概ねアメリカ政策部署間の合意が得られたことが示されている。

さて、アメリカ軍は、韓国「朝鮮」以南への上陸(占領)を間近に控えて、既述のように八月の末頃から、韓国「朝鮮」に駐屯している日本軍と緊密な連絡を取り始めた。アメリカ軍はソウルの日本軍との無線のやり取りで、アメリカ軍が当時、韓国「朝鮮」の以南に駐屯している日本軍の降伏を受理するための準備をするよう詳細な命令を出すと同時に、アメリカ軍は、植民地支配体制が事実上崩壊した後に韓国「朝鮮」社会が直面している状況について、朝鮮総督府及び日本軍によって漏れなく伝えられたのである。既に東京在任のD・マッカーサー司令部(GHQ)から韓国「朝鮮」の国内状況の一部は伝えられていたが、沖縄のアメリカ軍とソウルの日本軍との直接交信の中でアメリカ軍首脳を震撼させたのは、韓国「朝鮮」の以北地域に軍隊を進めて確固たる地歩を固めていたソヴェト軍側の動向であった。アメリカ軍は、ソヴェト軍が果たして北緯三八度線を突破して以南の方へ南下し続けるか否か、又それが今後の政治情勢にどのような影響を与えるのかを非常に憂慮したのである。⁽⁹⁾

九月三日には、国務省からH・ベニングホーフ政治顧問が沖縄に到着し、アメリカ軍の第二四軍団に加わって韓国「朝鮮」へ出発する準備が整えられた。六日にはアメリカ軍の以南占領に先駆けて、C・ハリス(C. Harris)アメリカ陸軍准将の率いる先遣隊が韓国「朝鮮」のソウルに到着し、C・ハリス准将と朝鮮総督府の権力者(阿部総督)との会談で、アメリカ軍の以南占領に伴う諸問題について交渉を行なった。翌七日に遠藤総監と会談したC・ハリス准将は、遠藤総監の「貴官の意向は韓国「朝鮮」に軍政を施行するの意なりや」との質問に対して、「軍政施行と明確には申せず、韓国「朝鮮」にて依然総督・総監の総括の下に置き」、「アメリカ軍司令官は行政の管理・監督を為したき意向なり」と返答している。C・ハリス准将からアメリカ軍政の大綱を訊き出した遠藤総監は、アメリカ軍もソヴェトのように全行政権を韓国「朝鮮」民衆の側に委譲するのではないかと一抹の不安を抱いていたので、内心こみ上げて来る安堵感を抑えることが出来なかつたとされる。⁽¹¹⁾

遠藤政務総監は、韓国[朝鮮]以南の治安問題について、「北緯三八度線以北の地より多数の共産主義者」が潜入しているが、最近一週間内の情報に依れば、「朝鮮」総督・総監・軍司令官・参謀等が彼等(共産主義者)のテロ行為の目標人物となつている。彼等の共産主義者」黨員は、日本・アメリカ両国間の衝突・疎隔について、それを利用しようとする策動している。小官は警務当局を督励して、そのような不祥事件が起こらないようにしているが、特に貴軍の留意を要する」と述べ、アメリカ軍の第二四軍団側の格別の注意を喚起している。更に朝鮮総督府側は、予め準備して置いた「朝鮮施政事情一般」及び「朝鮮総督府希望事項」を手渡して韓国[朝鮮]国内の政治的・行政的状况と日本側が望んでいる事項を了解させ、担当者間で個別談会を持ったのである。その席で朝鮮総督府の山名酒喜男総務課長が、「韓国[朝鮮]人はアメリカ軍を、独立の福音を斉して来る救済者として歓迎しているが如何」と問い掛けると、対応したアメリカ軍大佐は「苦笑いするのみ」であつたと言われる。¹³

九月七日に、アメリカ太平洋陸軍最高司令官のD・マッカーサー元帥は、横浜にて占領初期の韓国[朝鮮]に対するアメリカ側の基本方針——占領方針(占領構想)——の一政策文書である「D・マッカーサー布告」第一号・第二号・第三号を続けて発表し、アメリカの対韓国[朝鮮]占領政策の輪郭を明らかにした。その布告第一号では、「北緯三八度線の韓国[朝鮮]の以南及び同地域の住民に対して一切の行政権は当分の間、本官(D・マッカーサー元帥)の権限下に施行されるものとする」とし、韓国[朝鮮]の以南地域に軍政を布くことが明らかにされた。そこで次に、「D・マッカーサー布告」には、アメリカ軍の韓国[朝鮮]に対する基本路線——政策方針——がどのように示されているのか、そしてそれが「民族解放」後、韓国[朝鮮]が当面した政治課題とはどのように関連しているのか、と云う点を、基本資料Ⅱ「D・マッカーサー布告」の分析を通じて見てみよう。

ところで、「D・マッカーサー布告」第一号は、当時憲法のない韓国[朝鮮]の以南地域におけるアメリカ占領軍に

よる軍政支配時代の三年間の、アメリカの対韓国「朝鮮」占領（構想）政策の遂行上の基本となる法規の役割を果たしている。「布告第三号」は、「軍票使用」に関するもので、韓国「朝鮮」では実際には実施されなかった。布告第一号の要旨は、概ね以下のような内容のものとなっている。

「本官は本官に与えられた太平洋方面アメリカ軍司令官の権限で此処に北緯三八度線の以南と韓国「朝鮮」民衆に対して軍政を敷き、次のような占領に関する条件を布告する。第一条・韓国「朝鮮」の以南地域と一般住民に対する全ての行政権は、当分の間、本官の権限の下で行使される。第二条・政府公共団体及びその他の全ての顧問及び雇用人並びに公衆衛生を含む全ての公共事業に従事する職員並びに雇用人は、有給又は無給の別を問わず、又その他の重要な職務に従事する者は別命がある迄従来の職務に従事し、その全ての記録及び財産を保全すべきである。第三条・住民は、本官及び本官の権限の下に発せられる全ての命令に直ちに服従すべきである。アメリカ占領軍への反抗行動、又は秩序保安を攪乱する行為を行なう者は、厳罰に処する。第四条・民衆の財産所有権は此を尊重する。第五条・アメリカ軍政の期間中は英語を全ての目的に使用する公用語とする。第六条・以下公布される布告・法令・規約・告示・指示及び条例は本官又は本官の権限下で発表され、民衆が履行すべき事項を明記する予定である。」¹⁴⁴

上記の第一号では、D・マッカーサーが「建準」の活動を始めとする当時韓国「朝鮮」の国内情勢をその時点でどう認識していたのかは定かでないが、当時活発に活動していた左派諸勢力の動きに照準を当てているかのような強い警戒心が感じ取れる。第五条の「英語を以って全ての目的に使用する公用語とする」との規定は、韓国「朝鮮」語の使用を禁止した植民地時代と全く同様、占領者の本性を呈している。又同条項は、言わば「通訳政治」の弊害を齊らし、数多くの問題を引き起こした。韓国「朝鮮」人とアメリカ軍政当局との間の通訳は多くの経済的利権に絡み政治にも介入した。例えば、J・ホッジ中將の通訳である李卯黙——李は南次郎朝鮮総督が総裁であった国民総力朝鮮連盟

で参事を努めた人物である——は、韓民党——概ね親日派勢力中心——の支持者として、呂運亨と安在鴻が親日派であり、又「人共」が徹底した赤色集団であると言う、余りにも事実を反することを公言し、J・ホッジ中将の韓国「朝鮮」・韓国「朝鮮」民衆に対する認識に誤った影響を与えたのである。¹⁵⁾

九月二一日には、J・ホッジ中将によつて「D・マッカーサー布告」第二号が発表されている。その布告第二号の要旨は、概ね以下のような内容となっている。

「本官は、本官の指揮下にあるアメリカ占領軍の安全を図り、(アメリカ軍の第二四軍団の)占領地域における公衆治安、秩序に安全を期するために、太平洋アメリカ陸軍最高司令官として、以下のように布告する。降伏文書の条項、又はアメリカ太平洋最高指揮官(D・マッカーサー元帥)の権限を以つて出された布告、指令等の条項を犯すか、公序良俗又はアメリカ人及び他の連合国の人々の生命・所有権の安全と無事を侵害する行為を犯す者、公衆の治安・秩序を攪乱する者、正当な行政及び法の執行を妨げる行為を犯すか、或いは故意に連合国軍に対して敵対行為を犯す者は、皆アメリカ占領軍の軍事裁判で有罪とし、死刑又は法廷の下せるその他の刑罰に処する。¹⁶⁾」

上記の「D・マッカーサー布告」の第一号・第二号で明らかなる点は、日本ではなく恰も韓国「朝鮮」民衆がアメリカ軍に降伏したかのように取り扱われ、戦勝国の敗戦国に対するかのように、アメリカ軍が高圧的な姿勢を持って現れていると言うことである。言い換えれば、当時韓国「朝鮮」の以南に占領するアメリカ軍の韓国「朝鮮」人に対する認識には、基本的には韓国「朝鮮」人を日本人の範疇に入れて取り扱うことによつて、一種の敵性国家の民衆として規定している点が見られる、と言うことである。更に上記のD・マッカーサー布告には、降伏条項の中の「日本軍の武装解除」という明白な目的を別とすれば、「人権及び宗教上の権利の保護」という文言以外に、アメリカ軍の具体的な占領の目的も明記されておらず、アメリカ軍政当局の直接統治下に総督府の機構を利用する、という文言のみが

記されるに終わっている。その点からすれば、「D・マッカーサー布告」は國務省の包括的政策指令が伝達されていない折の韓国「朝鮮」以南におけるアメリカ軍の臨時方策としての性格を示していると思われる。

上記の「D・マッカーサー布告」は、「韓国「朝鮮」民衆の奴隷状態に留意して、『適切なる手順を経て』韓国「朝鮮」が解放され、独立を得ることを決意」したカイロ宣言の履行に重点を置くよりは、占領軍としての武力的な支配者の性格を現している。布告第二号ではアメリカに反対する者は容赦なく死刑その他の刑罰に処するとしているが、その適用範囲は広く、アメリカに反対する者——現実的にはアメリカ占領軍に反対する者——に対して檢拳・投獄・虐殺が出来るものである。要するに、「D・マッカーサー布告」第一号・第二号は、一九〇年初代朝鮮総督の寺内正毅が発した「朝鮮人は我が法規に服従するか、死か、その何れかを選ばねばならぬ」と言う布告とほぼ軌を一にしている。特に上記の同布告の性格に照らして見れば、韓国「朝鮮」占領後の九月初旬から相も変わらず、植民地機構をそのままに存続させると共に、日本人官吏をそのまま活用していた事実は、敗戦国である日本よりも韓国「朝鮮」の方が一層苛酷な占領地域の状態に置かれていたことを意味している。

その後、九月九日にソウルにおいて、日本・アメリカ両国の当事者間で降伏文書への署名が行なわれ、韓国「朝鮮」以南に駐屯している日本軍の全面的な降伏がアメリカ占領軍により受理されることとなる。そのようにして、日本帝國主義の約三五年間に及ぶ韓国「朝鮮」における植民地支配に終止符が打たれた。アメリカ・日本両国の間に降伏文書が調印された後、J・ホッジ中将は、韓国「朝鮮」民衆に向けて次のような内容の声明を発表している。

「韓国「朝鮮」民衆に告げる。本官はD・マッカーサーアメリカ太平洋陸軍最高司令官及び連合国軍総司令官(D・マッカーサー元帥)に代わり、本日、韓国「朝鮮」以南に駐屯している日本軍の降伏を受理した。韓国「朝鮮」におけるアメリカ軍司令官として本官は(J・ホッジ中将)此処にその降伏諸条件を実施する。本官は此処に法律と秩序を維

持すると共に、韓国〔朝鮮〕民衆の経済を高揚し、その生命財産を保護し、国際法に基づく〔アメリカ〕占領軍の義務を履行する。本官の支配下にある〔韓国〕〔朝鮮〕民衆も同様に履行すべき諸義務を有する。本官の指揮下にある韓国〔朝鮮〕人は、連合国総司令官の命令並びにその指揮下に発する本官の命令には厳格に服すべきである。¹⁷⁾

J・ホッジ中将は、アメリカ・日本両国の交渉担当者間での降伏の「調印を了せることとし、その降伏条件を履行するために、本官は現行政府——総督府——の機構を通じて〔アメリカ〕の対韓国〔朝鮮〕政策を」施行することが必要である」と述べている。更に韓国〔朝鮮〕民衆に対して、「本官の指揮・命令下にある官吏——日本人官吏——に服従すること」を要求した。J・ホッジ中将の声明は、当時の韓国〔朝鮮〕人の「自治的な」政治組織である「建準」については一言も触れておらず、その内容は、朝鮮総督府の希望通りのものであったのである。当時ソウル・タイムズによれば、韓国〔朝鮮〕民衆は、「阿部総督の統治を受ける位ならば、むしろ何処かボルネオの酋長の統治を受ける方がましである」と述べて、アメリカ軍の韓国〔朝鮮〕以南占領を真に祝賀すべき人々は〔韓国〕〔朝鮮〕人でなく、むしろ日本人であると皮肉った程である。アメリカの公式資料にも、J・ホッジ中将のそれらの行為が「日本人をアメリカの味方の位置に立たせ、韓国〔朝鮮〕人を敵に回す結果を齎らしたように考えられる」と述べられている。¹⁸⁾

だが、アメリカ軍政当局は、韓国〔朝鮮〕民衆のそのような国民感情を理解した上で、韓国〔朝鮮〕人の数多くの政治指導者達と会い、韓国〔朝鮮〕に関する将来の計画について議論するどころか、むしろ朝鮮総督府首脳と緊密な接触を重ねるばかりであって、又それが韓国〔朝鮮〕民衆の反発を買って行くこととなるのである。J・ホッジ中将は、「朝鮮総督府及びその官庁・公企業及び会社等々の一切の要職に在る日本人を急速に解任することは、韓国〔朝鮮〕民衆のためには不適當なると共に、日本人自身のためにも気の毒である」と日本人官吏との懇談の席で漏らす程であったのである。韓国〔朝鮮〕民衆にとって見れば、アメリカ軍政当局が日本人官吏の韓国〔朝鮮〕民族に対する偏見

に満ちた意見のみを依り所にして、アメリカの対韓国「朝鮮」占領政策を実施することは最悪の事態であつて、日本官吏とアメリカ軍の思いも寄らない瞬間間の接近に非常に驚いたのである。

J・ホッジ中將は一日の記者会見の席で、韓国「朝鮮」人記者から「日本人は我々を搾取している民族であるのに、当面のことではあるにせよ彼等を再び利用するのは何故なのか」と質問されると、「朝鮮総督府がどんなことをやつて来たのかは知らないが、急に利用すべき適当な機関が存在しないので、やむを得ず朝鮮総督府とその日本人〔高官及び下級官吏〕を利用する」のである、と答えている。又日本人がアメリカ軍に対して韓国「朝鮮」人を不当に過小評価するよう謀つているとの追及に対しては、J・ホッジ中將は「日本人が何と言つても自分は信じておらず、本官は本官の眼で確かめた後に始めて全てを決定する予定である」と語っている。だが、彼の答えには不正直さと矛盾とが示されている。すなわち①適当な機関が存在しないと言ふ彼の答えからすれば、既に「人共」が存在していたと言ふ点、②自分で確かめて云々は、韓国「朝鮮」占領前に日本軍と連絡を取り、専ら日本軍の情報を鵜呑みにするのみであつた、と言ふ点で彼の答えには矛盾が現されている。

アメリカ軍が上述のように、韓国「朝鮮」民衆から酷く反発を買つたのは、何故なのか。後述するように、それはアメリカ軍が韓国「朝鮮」の以南を占領する当初から「建準」を警戒し、ソウルではアメリカ軍と韓国「朝鮮」民衆の代表者との間の話し合いが全く持たれなかつたことに由来する。アメリカ軍が頻繁に接触を持ったのは、中央政府からアメリカ軍との接し方について詳細に助言を得てアメリカ軍が何を望んでいるかを熟知していた朝鮮総督府の日本入官吏である。一方、アメリカ軍にとつて韓国「朝鮮」民衆はアメリカ軍に占領統治に関する有用な情報を提供する訳でもなく、頑固で且つ党派性のみが目立つ存在と映つた。又アメリカ軍にとつて日本人は温和で且つ協調的であり、韓国「朝鮮」統治に関する経験の豊富な有能な人材と映つたのである。²³ その便宜のためアメリカ軍は、「敗戦国の

植民地機構の解体」という第一義的な任務を後回しにして、日本人を日本本土に引き揚げさせる迄は、朝鮮総督府を利用することを当然のものと考え、日本人官吏の手助けを当てにしたのである。

(2) J・ホッジ中将の占領方針と親日派の追放問題

ところで、J・ホッジ中将の率いるアメリカ軍の第二四軍団は、韓国〔朝鮮〕の以南に上陸・占領した際に、「人共」側が派遣した代表団の、アメリカ軍に対する大歓迎ぶりに非常に驚かされた、と言う。しかも、J・ホッジ中将の率いるアメリカ軍の第二四軍団には、「人共」側の動きが事前には殆ど知らされず、又韓国〔朝鮮〕民衆を代表する団体〔人共〕が存在する事実すら知らなかった、と言われる。J・ホッジ中将は、JCSとD・マッカーサー元帥から、韓国〔朝鮮〕駐屯の日本軍の降伏の受理や日本軍に対する武装解除及び韓国〔朝鮮〕人の自治訓練等に関する、以下のような任務遂行の命令のみを受けていたに過ぎなかったと言うのである。

〔①日本帝国主義の支配権力〔総督府〕の降伏を受け入れ、日本軍を武装解除させ、降伏条件を実行すること、そして韓国〔朝鮮〕から日本帝国主義を除去すること、②秩序を維持し、民主的な方針に従って効率的政府〔韓国〔朝鮮〕政府〕を樹立すること、更に韓国〔朝鮮〕独立の基盤として、健全な経済を再建すること、③韓国〔朝鮮〕人自ら、彼等の国内問題の処理が可能となるように訓練させ、自主独立国家として彼等自ら統治できるよう準備させること。〕²⁴

J・ホッジ中将は、上記のような③項があるにも拘らず、①「人共」は日本人に支持されていると言う点、②特定の政治組織・団体に対して好意を持つのは賢明ではないと言う点を理由に、「アメリカ軍の韓国〔朝鮮〕における任務遂行上に対して必要なサーヴィスを提供する用意がある」とする「人共」側の提案を拒否している。上記の第一項の内容

は、「人共」の前身である「建準」が総督府の終戦対策の産物である、と非難していた国内の一部右派の主張と一致している。第二項は、後にアメリカ軍政当局が韓民党に対して取った友好策と矛盾しており、それはアメリカ軍政当局が名分として「中立的」な立場を掲げたに過ぎないものであることを示している。そこには、韓国「朝鮮」における革命運動を阻止し、韓国「朝鮮」人組織を一旦アメリカ占領当局に服従させ、状況に従って対策を講じて行くというアメリカの基本姿勢が、アメリカ軍の韓国「朝鮮」占領当初から示されている。

既に第二章で若干触れているように、韓国「朝鮮」人は「民族解放」された民衆として待遇されるべきなのかと問う問いに対して、アメリカ軍当局者は「勿論韓国「朝鮮」人は『民族解放』された民衆として待遇されるべきである。だが韓国「朝鮮」人には、自らの独立政府・国家を維持する能力が欠如しているので、そのような待遇を急速に行なうことは出来ず、漸進的に適用すべきである」と返答していた。韓国「朝鮮」人に対するアメリカ占領軍の上記のような認識とは対照的に、彼等は朝鮮総督府や日本人官吏に対しては好意的に評価している。J・ホッジ中将は、韓国「朝鮮」以南におけるアメリカ軍の韓国「朝鮮」占領政策を効果的に展開するために、日本の総督府体制を暫定的に活用すると同時に、後述するように、日本人官吏と警察機構をも利用することを決定したのである。²⁴

J・ホッジ中将は、H・トルーマン大統領からの日本の連合国最高司令官への指令——前記の八月一四日付の指令——に必要な変更を加えて韓国「朝鮮」半島に適用すること、すなわち軍政長官の指揮の下で、朝鮮総督と日本人官吏(部下)を追放・廃止せず、そのまま利用する計画であることを明確にした。彼は、直ちに廃止すべきと思われる日本の植民地的行政体制を引き継ぎ、朝鮮総督の阿部信行を含む、朝鮮総督府内のあらゆる日本人官吏及び韓国「朝鮮」人官吏の地位と、総督府の機能及び権限とをそのまま存続させると言う、当時の世論の動向とは全く正反対の措置を宣布した。アメリカ国務省の極東韓国「朝鮮」関係責任者であるG・マッキューン(G.M. McCune)によれば、

J・ホッジ中将は、沖縄から韓国〔朝鮮〕へ出発する前に、「行政機構は現状のまま残置し、あらゆる日本人官吏は罷免すること」とする指示を受けていたと見られる。²²⁵ 又当時の政治情勢と世論の動向から見れば、少なくとも日本人官吏の若干名を即時追放〔処罰〕することは一つの手続きでもあったと思われる。

アメリカ占領軍は韓国〔朝鮮〕において、上述のように、最初は日本の占領統治と同様の間接統治方式を適用しようとしたことが示されている。と同時に、韓国〔朝鮮〕人自らが有能な政府を持ち得ないと言うことの根拠がないにも拘らず、再び日本人官吏をそのまま維持しようとしたことには、アメリカ軍政当局の安易な姿勢が見て取れる。それに対し、韓国〔朝鮮〕民衆は外勢——アメリカ人及び日本人官吏——による支配権の行使を許用しようとせず、上記のようなJ・ホッジ中将の旧日本人官吏の留任措置に強力に反発したのである。だがアメリカ軍は、韓国〔朝鮮〕民衆の植民地的体制の維持⇨植民地遺制の継承政策に対する強力な反発にも拘らず親日派をアメリカ軍政当局に採用し、言わば「親日派の優遇」とも言える政策を取り、その勢力と緊密関係を結んで行った。上記のような内容を念頭に置き、以下ではその親日派とアメリカ軍政当局との友好関係について見てみよう。

J・ホッジ中将による日本人官吏の留任の発表は、韓国〔朝鮮〕の国内外に大きな波紋を呼び起こした。アメリカ国務省は、D・マッカーサー元帥へのメッセージを通じてJ・ホッジ中将の政策を批判し、日本人官吏の解任を指示した。H・トルーマン大統領も、声明を発表してその留任に反対し、韓国〔朝鮮〕にある一切の日本の統治機構を廃する代わりにアメリカ軍政当局の設置を指示した。²²⁶ そこでJ・ホッジ中将は、総督府体制を廃止してアメリカ軍政当局を設置し、一二日には阿部総督を解任し、その代わりにアメリカ軍政長官にA・アーノルド少将を、民政長官にはB・プレスコット(B.E. Prescott)大佐を各々任命した。SWNCCでは一〇日に「政治的理由から言っても、朝鮮総督及び総督府の全部局長、道知事と道警察署長を直ちに解任すべきである」、とする内容のSWNCC一七八／

四が討議され、一日に承認された。そしてJCSで文言の修正を受けた後SWNCCに戻され、一四日に最終的承認を得て直ちに韓国「朝鮮」に送付されたのである。

アメリカ占領軍(J・ホッジ中将)の要請で、アメリカ國務省から派遣されたアメリカ軍政当局のH・ベニングホーフ政治顧問は、日本人官吏の解任問題について九月一五日に、「世論から言えば、日本人官吏の解任が望まれるが、暫くは困難である。その上、日本の植民地支配の下で高い地位に就いていた韓国「朝鮮」人は親日派・民族反逆者と見なされ、主人(日本人)とほぼ同様に憎まれている。現時点で最も困っている点は、韓国「朝鮮」人が、日本の旧秩序に従い続けていることと、警察署内の警察官の上司と部下との関係が悪化することである。日本人の朝鮮総督と警察署長の解任及びその解任に伴うソウル地区での(日本人官吏及び親日派の韓国「朝鮮」人)警察官の大規模な交代は政府自体の強化にはならないが、怒った韓国「朝鮮」人の気持ちはそれで和らぐ筈である³¹⁾、と述べている。アメリカ軍は、以後日本人や親日派である韓国「朝鮮」人を目立たない形で使って行った。なお一八日には、民政長官にC・ハリス准将を、更に全部局長にアメリカ軍の将校を任命している。

そのようにして、アメリカ軍政府にアメリカ軍政当局は樹立されたが、その後アメリカ軍政当局は、アメリカ軍政府内の要職には次第にアメリカ軍人を責任者として任命している。又アメリカ軍政当局は、過渡的に実務上必要な日本人官吏を留任させてアメリカの対韓国「朝鮮」占領政策を實行し、それを徐々に韓国「朝鮮」人の官僚へと代替させて行った。A・アーノルド軍政長官は、一六日に韓国「朝鮮」人に向けて談話を発表し、「日本人に代わって韓国「朝鮮」人を採用するが、行政業務の遂行上必要である見なされる日本人を従来通り現役として活用」する予定であるとし、なお日本人の官吏に対しては、「私(A・アーノルド長官)が解任を命令する迄」業務を遂行するよう指示している³²⁾。更にA・アーノルド軍政長官は、本国政府に対して上記のような内容とほぼ同様の主張を繰り返し、彼

自身が韓国〔朝鮮〕で取ったアメリカ側の占領政策の正当性を強調したのである。

アメリカ軍政当局は、本国からD・マッカーサー総司令官経由での指令や批判に依って総督府首脳陣を退任させ、そのポストにアメリカ軍政要員を当てた。それによって、アメリカ軍政当局のあらゆる部局には、次第に日本人に代わって韓国〔朝鮮〕人が採用されて行った。朝鮮総督府内の日本人官吏は、一月中旬頃にはその殆どが解職されたが、日本人官吏が退いても統治〔抑圧〕機構は朝鮮総督府と実質的に変わる所がなく、或る面では、アメリカ軍政当局が朝鮮総督府よりも強力な抑圧機構となった。それは、アメリカ占領軍が特別に植民地時代の警察機構を更に強化してアメリカ軍自らの占領統治に臨んだからである。更に日本人に代わってその地位に就いている韓国〔朝鮮〕人の殆どは、日本帝国主義の植民地支配に積極的に協力した経験を有する、親日派を数多く取り入れている韓民政党勢力であつて、それ以外の人が官職に任命されたとすれば、それは過去総督府に勤務していた人物か、或いは日本帝国主義の植民地時代に羽振りを利かせていた韓国〔朝鮮〕人名士かの何れかであつたのである。³³

以上のように、アメリカ軍政当局が、韓民政党——概ね親日派で構成されている——を多く登用したことは、当時韓国〔朝鮮〕の「民族解放」と共に、即時独立を望んでいた韓国〔朝鮮〕人には、J・ホッジ中将が韓国〔朝鮮〕の独立を助けるのではなくむしろ妨げている、と受け止められていた。すなわち、それは新たな政治・経済・社会秩序を要求していた韓国〔朝鮮〕民衆と真つ向から対立する姿勢であつたのである。アメリカ軍政当局は、右派諸集団がアメリカ軍政当局に対して友好的であること、又右派勢力が軍政を必要とすること、なおその大多数が、韓国〔朝鮮〕が後見期間を必要とすることを良く知っており、ソヴェト側の指導よりもアメリカ側の指導の下に居られるよう望んでいることを伝えて来ている」とし、アメリカの指導を希望する点を高く評価している。アメリカ軍が真に韓国〔朝鮮〕の将来を考えるのであれば、韓国〔朝鮮〕民衆が真に尊敬する人々を採用し、その人々に出来る限り責任を取らせ

る政治体制を創り出した方が、むしろ賢明な方策であったと思われる。

だが、J・ホッジ中将は、韓国「朝鮮」の現在のような不安定な政治情勢下では韓国「朝鮮」民衆から尊敬される人土を採用し、新たな政治・経済体制を創り出すことは不可能であると見なしていた。アメリカ軍政当局の韓国「朝鮮」人の人事問題に関しては、穏健派指導者の安在鴻のような民族主義者が、アメリカ軍政当局に対して親日派・対日協力者の取り扱いについて提言を行なっている。安在鴻によれば、「アメリカ軍政当局の首脳には、親日派の識別が困難なようである。そのような不純分子〔親日派・対日協力者〕を建国事業には出来れば参加させないようになりたいが、彼等は誰が親日派であるのかを区別できず、苦心している」ようである³⁵。と述べている。だが、アメリカ軍政当局のW・ラングドン(W.R. Langdon)政治顧問が後に記しているように、アメリカ軍占領は意図的に「人共」の指導者を遠ざけ、「日本人の庇護の下に羽振りを利かせていた右派諸勢力」を積極的に受け入れ、「日本人によって維持された既存の社会秩序を守ることにのみ汲々としていた」のである³⁶。

韓国「朝鮮」人の中で、特に英語が堪能で、且つ西洋文化にも或る程度憧憬及び理解を有する何人かの右派の政治指導者は、自ら進んでアメリカ軍政当局に近付き、韓国「朝鮮」の国内事情に関する情報提供者となつて行った。例えば、趙炳玉・尹普善・尹致瑛の三人は、アメリカ軍政当局の役人達と会い、「人共」は親日派・民族反逆者によつて組織された集団であり、呂運亨は親日派・反民族的政治屋であつて、韓国「朝鮮」人の間では悪名高い人物である、とする事実とは余り合致しない虚偽の情報提供をアメリカ軍政当局に行なっている。その後も、上記の三人を含む韓民党员によるアメリカ軍政当局への情報提供者が跡を絶たず、しかも上記と同様の内容の虚偽の証言がアメリカ軍政当局に大きな影響を与えたのである。韓民党の宣伝員はアメリカ軍政当局に対し、「人共」は共産主義者と親日派・民族反逆者の集団であると信じ込ませたのみでなく、韓民党こそが韓国「朝鮮」の以南における民主主義勢力の

主力である、とも前もって教え込んだのである。

G—2(アメリカ軍政当局の情報局)の責任者であるC・ニスト(C. Nystrom)大佐は、一日に徐相日や薛義植、金用茂——同三人は皆「親日派」と言われている人物である——外何人かの韓民党の人々と面談した後、彼等は「韓国[朝鮮]民衆から尊敬されている著名な実業家及び指導者」であると結論づけると同時に、韓民党は「韓国[朝鮮]の一般民衆を最も良く代表しているのみでなく、保守諸勢力の大部分と、有能で且つ人気のある指導者、実業家を擁する」政党である、と記録している。一週間後C・ニスト大佐は、韓民党は、「韓国[朝鮮]人の大多数を代表する唯一の民主政党」である、との性急な結論を下している。そのような現実と違った諸情報は、直ちにJ・ホッジ中將及びH・ベニングホーフ政治顧問、その他のアメリカ軍政当局の主要な政策立案者の考え方に反映され、実際においてその後数週間のアメリカの政策決定に甚大な影響を与えたのである。

そのようにして、韓民党は、自らの政治的・社会・経済的な生き残りに必要な命綱としてのアメリカ軍政当局と結び付き、韓国[朝鮮]の以南に上陸・占領して来た外国権力の助力と支持を獲得することに成功した。韓民党員とアメリカ軍政当局の両者間の協力関係は、アメリカ軍政当局に韓民党員が多数加わることで具体化された。すなわち、韓民党総務の趙炳玉の警務部長就任を契機とし、アメリカ軍政当局の各部署の高位責任者に韓民党員が多数登用され始め、重要部署は韓民党によって牛耳られた。実際韓民党は、アメリカ軍政三年間を通して最も多くの党関係者をアメリカ軍政当局の役人に送り込んだ政党として、アメリカ軍政当局の準与党の役割を果たした。アメリカ軍政当局は表向きの政治的中立の原則とは裏腹に、「人共」を牽制するために韓民党の政治的成長を助け、彼等が大衆的な支持を得ることを期待した。それは、アメリカ軍と韓民党が同盟関係を結んだことを意味し、韓国[朝鮮]の以南における左派諸勢力の一掃・打倒と言う面では両者の思惑が一致したことを示している。

(3) アメリカ軍政当局の「人共」否認と亡命指導者の方策

そうした動きの中で、アメリカ軍政当局は、当時韓国「朝鮮」における事実上の政府、且つ韓国「朝鮮」民衆の大多数の支持を確保している自治的な政治組織であった「人共」を無視しようとしたにも拘らず、実際にはアメリカ占領軍は、その自治政府Ⅱ「人共」集団を容易に無視できずにいた。それは、既述のように、朝鮮総督府がその時点で、既に言論・放送及び輸送諸施設等々への権限を呂運亨の率いる「建準」・「人共」に対して委譲した直後であったからである。J・ホッジ中将は、暫くの間本国政府からの「人共」への対応指針を受けずにいたが、九月一八日付のH・トルーマン大統領の声明が、アメリカの対韓国「朝鮮」占領政策を明らかにした。ここでは、「韓国「朝鮮」人が、自ら自由な独立国家としての責任と運営とを担うためには、時間と忍耐とが必要である。我々（アメリカ政府及びアメリカ軍政当局）は、その目標が達成されることを望むが、それを迅速に達成させるためには、韓国「朝鮮」民衆と連合国軍との共同努力が必要である」、⁴⁰⁾ という内容の声明文が発表された。

J・ホッジ中将は、このようなH・トルーマン大統領声明文の意味することを韓国「朝鮮」民衆に説明すると同時に、「アメリカの政策は、アメリカ軍が『臨政』或いはその他の政治諸組織（政治諸団体）の政治的な目的を公式に認めたり、利用することを禁ずるものである」⁴¹⁾ と付け加えた。そして又、H・トルーマン大統領の声明文は、韓国「朝鮮」民衆に対して、「専ら時間と忍耐のみを要求する」一方で、何等根拠のないと思われる韓国「朝鮮」民衆の「自治能力の欠如」の問題を強調している。その点からすれば、直ちに廃止すべきである「日本の植民地的抑圧機構を中心とする支配体制を維持し、それを活用する」という既述のJ・ホッジ中将の占領方針とその軌を一つにしていると言える。従って、上記のH・トルーマン大統領の声明文やJ・ホッジ中将の占領方針とが、当時の韓国「朝鮮」民衆を代

表する事実上の自治政府Ⅱ「人共」と摩擦・対立的関係となることは、必然的であったと見ることが出来る。以下では両者の熾烈な対立関係について見てみることにしよう。

一〇月一〇日には、A・アーノルド長官は「アメリカ軍政当局以外のどのような政府も存在し得ない」と声を荒らげ、「人共」を公けに否認すると発表し、今後韓国〔朝鮮〕の以南における「人共」のその政治的活動に対して厳格に対処する姿勢を明らかにした。アメリカ軍政当局は、韓国〔朝鮮〕の「以南における唯一の政府」であるとする声明書⁽⁴²⁾を発表し、「自薦自任による官吏、警官、民衆全体を代表すると詐称する大小の会合、自称「人共」とその内閣、それら全ては権威も力も実態も全くないものである」として、韓国〔朝鮮〕人の自治政府としての「人共」の、その正当性を否認したのである。そして「万一、そのような高官大職を僭称する者達が興行的価値すら疑い得る傀儡劇を演ずる俳優なのであれば、即時そのような演劇の幕を閉じるべきである」とも述べている。アメリカ軍政当局はA・アーノルド長官の声明文を以南各紙の第一面に掲載するよう命令したために、一般民衆はそれに対して一斉に反発した。一六日にはJ・ホッジ中将もA・アーノルド長官と同様の「人共」否認声明を出したのである。

A・アーノルド軍政長官の、「人共」についての上記のような軽蔑的な声明に対して、一〇月一日には、「人共」中央委員会が直ちにそれに反駁する談話を発表しており、それは概ね以下のような内容となっている。

「昨日のアメリカ軍政長官A・アーノルド氏の声明は、我々を理解しようとする心を少しも持たない内容のものであって、韓国〔朝鮮〕民衆に対する侮辱である。我々〔人共〕中央委員会は、その声明が韓国〔朝鮮〕人自身の卑劣な自己冒瀆と歪曲された報告とに基づく内容であることを考えれば、民族的な恥辱を感じて憤慨に耐えない。我々が韓国〔朝鮮〕の完全独立を求めて活動し、独立統一政府の樹立へ向けて努力することは、国際条約に則っているのみでなく、我々の正当な権利であると同時に、且つ神聖な義務でもある。それは、アメリカ軍政と決して矛盾するも

のでなく、アメリカ軍政を妨害しようとする意図は我々には微塵もないことを明言する〔略〕⁴⁴⁾

上記のような「人共」中央委員会の談話内容の中で言及しているいわゆる「歪曲された報告」とは、韓民党の宣伝要員が絶えず、アメリカ軍政当局に対して事実を歪曲した報告を送り、それが功を奏したことを指し示している。だが、アメリカ軍政当局と韓国「朝鮮」民衆を代表する自治政府としての「人共」との間には、韓国「朝鮮」社会の在り方に関する認識において、埋められない溝が最初から存在していた。アメリカ軍政当局は、韓国「朝鮮」以南がアメリカ軍の占領地であり、そこでの正当な軍事政府は、D・マッカーサー元帥の布告(すなわち、上記の三項目に渡る布告)とJ・ホッジ中将の政令及びA・アーノルド軍政長官の行政命令によって樹立されたアメリカ軍事政府Ⅱアメリカ軍政当局であり、その合法的權威に対する反抗は決して認められない、と考えていた。それに対して「人共」側は、「人共」の樹立は韓国「朝鮮」人が、自国の問題解決に取り組む自治能力を發揮した結果であつて、それが韓国「朝鮮」民族としての当然の権利行使である、と考えていたのである。

そこには、J・ホッジ中将の率いるアメリカ軍の第二四軍団が、連合国占領軍及び戦勝国家として振る舞おうと画策し、更にそのような占領軍としての資格を以って、韓国「朝鮮」をアメリカ軍事政府Ⅱアメリカ軍政当局を通じて統治しようとするアメリカ政府及びアメリカ軍政当局側と、「解放民族」としての民族自決の原理に基づき、「民族解放」されて独立国家の樹立を目指している解放民族としての権限を行使しようとする韓国「朝鮮」民衆の間に、妥協することが出来ない程の大きな溝が存在することが示されている。

更にアメリカ軍が、韓国「朝鮮」民衆の民族的感情を理解していたならば、朝鮮総督府を温存させる方針を取ることは有り得なかつたと思われる。確かに「建準」は左派的な傾向を持つてはいたが、長期間に渡る日本帝国主義の植民地時代を経験した韓国「朝鮮」民衆は、独立運動家が大多数集まって総督府に取って代わつた「建準」を殆ど絶対的

に支持していた。「建準」傘下の全国組織を基盤にして創り出した「人共」もその意味からすれば、韓国「朝鮮」民衆の独立への熱望の現れであった。だがアメリカ占領軍は、「人共」をどのような意味においても認めようとせず、「人共」を直ちに否認し、しかも厳しく弾圧して行ったのである。アメリカ占領軍は、韓国「朝鮮」の独立が彼等(アメリカ軍)の最重要課題と考えたならば、「建準」・「人共」を認めて支持すべきであったと思われる。だが、アメリカ占領軍は朝鮮総督府の情報に鵜呑みにし、「建準」・「人共」を単なる思想主義者の策動としか理解せず、「建準」を中心とした韓国「朝鮮」民衆による自治能力の自然の発露を全く評価しなかったのである。

そこで問題は、「人共」とは一体どのような意義を持った存在であるのか、と言うことになる。アメリカ軍は、日本側から得た韓国「朝鮮」の革命勢力に関する偏った情報に基づき、「人共」とは一部の共産主義暴徒等による急拵えの「政府」に過ぎないと見なしていた。又「人共」が韓国「朝鮮」民衆の或る程度の支持を得て出現した「政府」であることを認めなかった。李景珉氏によれば、アメリカ軍政当局の問題点は、「人共」に関して、何故韓国「朝鮮」民衆が拙速な手段によってでもその政府樹立の宣言を行なったのか、その背景を全く理解しようとせず、強圧的に対処しようとした所であった⁶⁶⁾と指摘している。氏の指摘には基本的に同意できるが、アメリカ軍政当局が只強圧的にそれに対処したのではなく、占領当初の敗北者に対する勝利者≡占領軍としての占領方針に沿って、その左派諸勢力に対する抑圧政策を徐々に実行しつつあった、と見るのが妥当であると思われる。

「人共」を率いる左派政治指導者は、アメリカ軍政当局と韓国「朝鮮」民衆の自治的な政府としての「人共」とは互いに激しく対立する間柄ではなく、両者はむしろ相互補完的な協力(友好)関係にある、との考え方を表明していた。「民族解放」直後朝鮮共産党の政治路線の中で、国際情勢の認識に関連して見られる大きな特徴は、第二次世界大戦上で果たした「進歩的な民主主義国家」としてのアメリカの「進歩的な役割」を高く評価し、更にアメリカ占領軍を、

連合諸国軍の一員として韓国「朝鮮」の独立を齊らした「解放軍」と見なし、それに協力する姿勢を表明していたことである。朝鮮共産党のそのような国際情勢の認識に連なる形で、同党（後南朝鮮労働党——通称——南労党）指導者である李康国は、アメリカ軍政当局と「人共」との相互関係に關して以下のような見解を表明している。

「韓国「朝鮮」の自主独立の達成をその本質的使命とする『人共』は、既に中央人民委員会で屢々声明を發表したように、客観的に連合諸国の軍政を妨げるものでなく、主観的にもアメリカ軍政を妨げる意思もなく、實際妨げたことは一度もない。〔アメリカ軍による〕軍政統治が韓国「朝鮮」の自主独立の事業と矛盾せず、韓国「朝鮮」の独立国家の建設を後援はしても妨げはしないことと、それは表裏の関係にある。即ちアメリカ軍政当局は、韓国「朝鮮」の自主独立を援助し、中央及び地方の人民委員会はアメリカ軍政当局に協力しつつ、自主独立の完成、従って『人共』の確立を目標としてその達成に努力するものである。そのことが、両者の本質的關係であり相互的連関なのである。」⁴⁷⁷

更に李康国は、韓国「朝鮮」の以北地域においては、ソヴェト軍政当局と人民政府の地方人民委員会とが何等矛盾もなく両立している、と指摘している。そして「日本帝国主義の植民地的残滓を「掃する」、という共同の使命を達成するためにも、人民委員会の存在は非常に重要であるとし、アメリカ軍政当局と「人共」との「併存関係を矛盾や対立と見ているのはレヴェルの低い見方であつて、故意の悪宣伝である」と主張している。⁴⁷⁸ 上記のような「人共」の左派指導者（李康国）の論評からは、アメリカ軍政支配の初期に、共産党・左派諸勢力とアメリカ軍政当局との友好（協力）関係を維持しようとする努力をいたした左派諸勢力の姿勢を見て取ることが出来る。そこには、アメリカ軍政当局さえ「人共」に対する強硬且つ敵対的な姿勢・態度を改めれば、概ね「人共」側とアメリカ軍政当局との協力（友好）関係も可能であつたことが示されていると思われる。だが既述のように、アメリカ占領当局側は、実際には「人共」を否認したばかりか、「臨政」ですら認めずに「人共」を厳しく弾圧して行つたのである。

ところで、アメリカ軍政当局が「人共」自体を、韓国「朝鮮」の実質的な自治「政府」として認定する意思のないことを明らかにすると、それは、韓国「朝鮮」国内の政治諸勢力の左右両派への分裂を招いた。アメリカの対韓国「朝鮮」占領政策(構想)に同調する立場を取る右派勢力は、彼等自身の権益を守る目的で政党を結成し始めた。大地主・資本家等を中心とする右派諸勢力は、自らの経済的な基盤が奪われる可能性を有する政府組織の結成を望んでいなかった。非共産系左派勢力と連合して「人共」を宣布する九月六日に、韓民党を創立し、「建準」を非難する声明を発表した。更に同党は、七日に「国民大会準備委員会」を結成し、八日に「人共」打倒声明書を発表して「人共」に反対し、「臨政」を支持する立場を明確にした。同党は「人共」に反対するために、韓国「朝鮮」のあらゆる政治指導者・一般民衆を代表し得るような「国民会議」の召集を主張した。彼等は、一六日に多くの親日派・対日協力者を含む韓民党の発足を正式に発表したのである。

その韓民党を支持する層は、地主階級及び民族資本家・企業家等であり、民族ブルジョア階級を中心とする勢力であった。同党の強力な支援者はアメリカ軍政当局であって、その後韓民党の協力を得ることを通じてアメリカの対韓国「朝鮮」占領政策が実施される、という関係が作り上げられて行った。⁴⁹ 同党は、親日派を大挙合流させたことで韓国「朝鮮」民衆の支持を得られず、その状況の中で、彼等への正当性と支持基盤を確保するために「人共」を否定し、「臨政」が唯一の合法政府であると主張した。更に同党は、当時アメリカ政府及び軍政当局の反対によって帰国でさざにいた李承晩と金九等抗日独立運動の中心人物を同党の政治指導者として擁立しようとした。その理由は、彼等(金九・李承晩等)が独立運動家として韓国「朝鮮」国内外において日本の植民地支配に抵抗して築き上げた名声を、彼等(韓民党)の政治権力の獲得に利用しようと画策したからである。

アメリカ軍政当局内における J・ホッジ中將の政治顧問の H・ベニングホーフは、韓国「朝鮮」を占領してから最

初の一週間についての報告書を九月一五日に取り纏めていたが、その内容は以下の三点に要約することが出来る。

第一に、以南は正に「点火すれば、直ちに爆発しそうな火薬箱のようなもの」である。韓国「朝鮮」の以南には確かに無数の政治団体が現れている。だが、韓国「朝鮮」人が「長年の抑圧と非合法活動の状況」に置かれていたことが、今自由な時代を迎えて「きちんと形の整った」大衆組織の結成を妨げる要因となっている。韓国「朝鮮」人は、「（その他の）具体的な考えを示しておらず、只「日本人の一掃」や「従来の日本人所有財産の没収」を叫んでいるか、「即時独立」を主張するのみである。韓国「朝鮮」の即時統一「独立」と日本人の一掃とが実現していないために、大変な失望が沸き上がっている。その中で、共産主義者達は、以南全域で活発に行動しており、彼等の政治的な活動及び動向は、社会秩序を維持するにおいて脅威ともなっている。韓国「朝鮮」は、ソヴェト側が自己のイデオロギー——共産主義理念——の拡大を狙うために、扇動家にとって恰好な宣伝の舞台となっている。

第二に、J・ホッジ中将の朝鮮総督府に植民地体制を利用すると言ふ占領方針は、直ちに韓国「朝鮮」人からの極度の反発を買っており、そのような占領方針は修正を余儀なくされ、アメリカ軍は一時困惑した。だがアメリカ占領軍は、韓国「朝鮮」以南における保守諸勢力——金性洙を中心とする韓民党勢力及びその他の右派諸勢力——の存在に気付き、それを浮上させることで上記のような難局を乗り越えられる、と判断している。韓国「朝鮮」の国内における政治情勢は混乱を極めているが、アメリカ占領軍にとって「最も勇気付けられる唯一の要素は、ソウルに練達の上で且つ高学歴の数百人の保守主義者が存在している」ことである。彼等保守主義者の大部分は、日本の植民地統治に協力した前歴を有する者であるが、「その汚名は終局的には必ず消える筈である」と楽観的に見ている。

第三に、アメリカ軍（第二四軍団）は、当面韓国「朝鮮」の以南のみを軍事的に占領すること以外に、韓国「朝鮮」の将来についてはいかなる情報も持っておらず、今後の韓国「朝鮮」占領のための具体的な政策に関しては、アメリカ

本国からの指示を求めているという点が挙げられている。そこには、アメリカ軍が限られた兵力と軍政要員で韓国「朝鮮」占領に当たっており、多くの難問を抱えてはいるが、打ち出すべきである具体的な占領政策の青写真もない様子が伺われる。又同報告書は、アメリカ占領軍とソヴェト軍との交渉の問題にも言及しているが、ソヴェト軍は基本的には北緯三八度線を境界線とする韓国「朝鮮」分割占領を遵守しているとし、ソヴェト軍を或る程度警戒はしているものの、アメリカ軍とソヴェト側との協動的な関係の維持に関しては、樂觀的な見解を示している。

今一つ注目すべき点は、J・ホッジ中将は、金九を始めとする「臨政」の指導者を早速帰国させ、彼等を軸に事態を收拾する方針を早くも考えていた、と言うことである。すなわち、韓国「朝鮮」人の亡命指導者を連合諸国が支援して、正式に「臨政」の要員としての資格で帰国させ、占領期間中或いは韓国「朝鮮」社会が安定し、総選挙が実施される迄、彼等を看板として活用することを政策として検討するよう提言している。だが、アメリカ側が頼りにする保守諸勢力の中には、アメリカ軍政当局でさえ関係を持つことを躊躇する程民衆の反発を招き、人気のない人物が少なくなかった。韓国「朝鮮」人の亡命指導者は、第二次大戦中アメリカ政府からは余り相手にもされず、「臨政」の承認を巡っては冷やかに扱われていたが、アメリカ軍政当局は脆弱な保守諸勢力の基盤を固めるために、彼等を利用することに目を付けたのである。⁵²⁾以下では亡命指導者に関するアメリカの方策について見てみよう。

アメリカ側の、「臨政」指導者を速やかに帰国させるとする構想は、アメリカ軍政当局に素早く近付いた保守諸勢力——概ね韓民党を中心とする右派勢力——から持ち出された提案である。それは、アメリカ軍政当局が国務省に進言し続けた一貫した政策であり、H・ベニングホーフ政治顧問による「民族解放直後の韓国「朝鮮」以南の政治情勢に関する最初の報告書以来、そのような立場は変わっていないことを示している。そしてその亡命中の政治諸勢力をアメリカ軍政当局の政治顧問団に吸収することを画策し、しかも信託統治案に代わる以南における単独政府を

樹立する構想に利用しようと考えたのである。アメリカ國務省は、当時亡命中である「臨政」の指導者達の帰国問題に関して、「臨政」の要員としてでなく、個人資格で帰国するならば、何等問題はなく、何時でも彼等の帰国は可能である、との姿勢を明らかにした。九月下旬には、アメリカ國務省は、アメリカ軍政当局と中国重慶のアメリカ大使館に対してそのための輸送手段を可能であれば提供するよう指示したと見られる。⁵³⁾

アメリカ政府及びアメリカ軍政当局は、当時亡命中の韓国「朝鮮」人の政治指導者の存在(地位)を認めてそれを一党派として公に支持することは一応控える方針であった、と言う点に関しては既述した通りである。だが、韓国「朝鮮」の国内状況が次第に混沌を極める中で、能力を持ち「軍政の枠内での協力」を申し出る政治諸集団の帰国ならば、それを奨励する政策を固めたのである。そして一〇月一五日に、東京在住のアメリカ占領軍(GHQ)の政治顧問のG・アチソン(G.Acheson)は、國務長官宛ての彼の書簡の中で、大衆的に人気を有し且つ尊敬を博している韓国「朝鮮」人の政治指導者を個人でも構わず又は集団でも構わず、アメリカ軍政当局との協調と指導下に置き、将来の行政府又は政府機関となる組織の中心的存在として活用することを進言している。⁵⁴⁾それによれば、そのような組織は必ずしも「韓国」朝鮮「臨時政府」(The Korean Provisional Government)と命名される必要はなく、例えば、「韓国」朝鮮「民族行政委員会」と命名されても良いとされている。

更にJ・ホッジ中将が一〇月五日に設置した顧問団は、引き続き同委員会の諮問機関として機能しても構わず、場合によってはそれへの統合も結構である、李承晩は韓国「朝鮮」人の尊敬を受けているので、委員会は少なくとも先ずは、李承晩及び金九・金奎植を中心に構成されるべきであると述べている。上記の提言が従来の占領政策の原則を大きく逸脱していることは明白である。だがG・アチソンは、韓国「朝鮮」の状況は上記の一步足を踏み入れた政策を十分正当化する筈であると述べ、韓国「朝鮮」人を行政機関に参加させる措置が取られない場合、アメリカが

抱えている困難な問題は減少するどころか、むしろ益々増大するのみであつて、ソヴェトによって以北に根を下ろし励まされている共産主義集団が韓国〔朝鮮〕の以南に迄その影響力を拡大する筈であると述べている。G・アチソンは、そのような考えはJ・ホッジ中將との協議の結果であることを述べ、今やアメリカが優柔不断な政策を止め、積極的に行動すべき時期である、と政策の転換を強硬に促している。

さて、アメリカ軍政当局の政治顧問のH・ベニングホーフ顧問は、アメリカ軍の第二四軍団が九月八日に韓国〔朝鮮〕の以南地域(仁川)に上陸して以後、北緯三八度線の以北地域——ソヴェト軍の占領地域——の政治情勢も含めて、次々とアメリカ国務長官宛てに韓国〔朝鮮〕以南の政治情勢に関する情勢報告を行なっている。上記のような以南地域の政治情勢に関する第一報から約二週間後の九月二十九日付のアメリカ本国の国務長官宛ての情勢報告では、韓国〔朝鮮〕以南の政治情勢を詳細に分析しており、その中で以下のような点は、特に注目し値する。

「ソウル、そして恐らく(韓国〔朝鮮〕における)以南の全地域にも当て嵌まるが、現在の政治諸勢力は、(右派勢力のグループと左派勢力のグループと言う)二つの明白な政治集団に大きく分かれている。その二つの政治集団は、より小さな幾つかの集団で構成されているが、各々は、明確な独自の政治理念を掲げている。(すなわち)一方(右派勢力)は、民主的且つ保守的集団であつて、彼等は、西歐的な民主主義(western democracies)に従うことと、李承晩博士と中国の重慶にある『臨政』関係者の早期の帰国を望んでいる。他方(左派勢力)は、ラディカルな共産主義者の集団であり、その主流は朝鮮建国準備委員会として知られており、『人共』⁵³⁾という政府の樹立を提唱している。」

なおその幾つかの集団の中で最も大きな規模を持つ政治集団は、韓民党勢力であると彼は指摘している。そして急進勢力は、保守勢力よりも優れた組織力を有しており、確実な構想と統一した方向性を基盤とする宣伝作業を通じて民衆に接近している、と述べている。だが、上記のH・ベニングホーフの分析は、韓国〔朝鮮〕事情に関しては

概ね事実誤認に基づく解釈であると言う点で、彼独自の基準による韓国「朝鮮」の状況の不正確な解釈であるように思われる。更に彼の分析は既述のC・ニスト大佐の影響を受けていることは明白であり、彼の以南の情勢認識とは軌を一にしている。それは、例えば、韓国「朝鮮」民衆の支持を得られずにいる少数の保守（右派、特に韓民党勢力）「集団を韓国「朝鮮」における「最大の民主勢力」と見なし、日本帝国主義の完全な清算を主張する人々（左派勢力を含む一般民衆）を全て「ソヴェトの操縦を受ける共産主義者」である、と断定している点等々に示されている。

なお、上記の九月二十九日付の報告の中では、①九月末の時点での韓国「朝鮮」の以北におけるソヴェト化、地方政府の創設、②アメリカは、東ヨーロッパで直面していると同様の問題に直面する、③以北地域の政治情勢が明確に判明した時には、以北は既に共産主義者の支配の下に置かれている筈である、④韓国「朝鮮」の以南は、既に実質的に共産主義への信奉者を抱えている、等々の点が明らかにされている。それに続いて、H・ベニングホーフ政治顧問は、日本（東京）在住のアメリカ占領軍（GHQ）——D・マッカーサー元帥の率いる司令部——の政治顧問代理であるG・アチソン（G. Acheson, Jr.）宛の十一月一日付の報告⁵⁷の中で、韓国「朝鮮」国内の左派諸勢力とソヴェト側との緊密な関係を指摘している。そのようにして、アメリカ占領軍は、韓国「朝鮮」の左派諸勢力の背後にソヴェト側が存在していることを意識している。そのようなアメリカ占領軍の情勢認識が、アメリカ政府の対韓国「朝鮮」政策を変えさせる一つの要因にもなった、と考えられる。

J・ホッジ中将も、それ以前から「建準」・「人共」等の韓国「朝鮮」人の自治組織を共産主義を目指している「反動勢力」として認識し、それに対して明確に反対の姿勢を示していた。彼は更に、韓国「朝鮮」民衆の意思とは無関係に、専らアメリカ軍政当局を補助する機関として行政顧問会議を設け、一人の行政顧問——その中の九人は韓民党所属の人物が、その党の支持勢力となっている、残りの二人は左派の呂運亨（参加拒否）と民族主義者の曹晩植（当時以

北滞在〕である——を任命する⁵⁸という独自行動を取ったため、左派諸勢力がそれに強く反発し、「解放政局」は一層悪化して行った。同「行政顧問会議」の中心人物である金性洙は、日本帝国主義の植民地時代における朝鮮総督府の顧問として活躍し、殆どの韓国〔朝鮮〕民衆に「反目と非難を受けていた人物である。J・ホッジ中将が、そのような人物の経歴を全く知らずに採用したとは到底考えられず、そのことは、韓国〔朝鮮〕民衆に反アメリカ的感情を引き起こさせる重要な原因として大きく作用したのである。

アメリカ軍政当局は、上記のような「行政顧問会議」が、以南各道の道知事として任命するに「ふさわしい韓国〔朝鮮〕人」を推薦すれば、それを積極的に受け入れる用意があるとし、類似の顧問会議を韓国〔朝鮮〕以南全域の各行政単位において設置する⁵⁹とした。更にアメリカ軍政当局は、その機構を統轄する人々に対する推薦も受け入れたが、当時右派指導者の金性洙——韓民党を基盤とする右派諸勢力の中心的人物——の主導する同「行政顧問会議」は、「人共」に対して「無責任な政治集団」であると非難する等「人共」を全く敵対視する行動を取った。それに対して左派諸勢力は、同時点からアメリカ軍政当局を「アメリカ帝国主義」の手先機関であると規定し、韓国〔朝鮮〕独立に対するアメリカ政府及びアメリカ軍政当局側の意図と信頼性とに公然と懐疑を表明した。アメリカ軍政当局は、「人共」を支持する左派諸勢力に対応するため右派勢力を全面的に支持し、右派勢力に韓国〔朝鮮〕以南の支配権を握らせることを望み、その実現へと動いて行ったのである。

(4) 左派の「革命的」攻勢とアメリカの抑圧的対応

B・カミングス氏は、アメリカ軍政当局と韓国〔朝鮮〕半島における保守右派勢力——概ね韓民党勢力——との関

係に関連して、アメリカ軍による軍政支配が開始されてから数週間におけるアメリカ人と韓国「朝鮮」人との間に発展した結び付きの在り方は、知識のないままに遭遇した韓国「朝鮮」内の政治対立にアメリカ人がどのように反応し、外国・外部勢力⇨アメリカ勢力の存在に対して韓国「朝鮮」人がどのように反応したのかと云うことを観察するのに格好な事例研究である、と述べている。アメリカ軍の軍事占領の原則は、「現地〔占領地〕のどのような個人・政治諸集団も、軍事政府の政策決定に関与してはならない」、という内容であったにも拘らず、J・ホッジ中将の率いるアメリカ軍の第二四軍団は、僅か数日の間に韓民党勢力と密接な関係を結び、それ以後アメリカ側は、韓民党的な視点から他の政治集団を眺め、その視点によって判断が左右された⁶⁰と指摘している。

B・カミングス氏は、「アメリカ占領軍が、韓国「朝鮮」を占領してから約三ヶ月内に下した諸決定は、第二次大戦後における以南の基本的政治構造を本質的に規定した⁶¹と指摘し、「古典的支配手段である軍隊、警察、官僚及び司法に関する政策」が具体化された時期として九月中旬から一二月に掛けての期間を強調している。その数ヶ月の間にアメリカ軍政当局は、「左派から来る『革命的攻勢』という思考に捕らわれたのであり、その政策目標は、「ソヴェトに影響された国内的革命への潮流を塞ぎ止める皆を築くことであつた⁶²と彼は分析している。アメリカ占領軍は、韓国「朝鮮」の全域に渡って人民委員会、労働組合及び農民諸組織と結び付いていた「人共」に対して最も敵対的となり、「人共」対策こそが全政策や決定を評価する際の尺度となつて行つた。そこで、アメリカ軍の韓国「朝鮮」以南を占領する当初の左派諸勢力への警戒及び弾圧政策⇨占領方針が、以南の国内政治に適用されて行く過程を、以下に追つてみることにする。

J・ホッジ中将が当時手に入れた情報は、「人共」側は「あらゆるレヴェルで政府としての役割を果たし得る形態に組織されている」のに対して、韓民党の場合は、「大部分の地域で小規模に組織されているか、或いは全く組織され

ておらず」、韓国「朝鮮」民衆に対しても何の計画も提示することが出来ていない、と言う内容であった。更に彼には、「アメリカ軍政当局による干渉、或いは支援を得ない限り、どのような政治組織もその支持勢力を伸ばすことは不可能である」、という内容も知らされていた。アメリカ軍政当局は、膨大な左派諸勢力を一掃すると言う政策を確立した。その中で、アメリカ占領軍・韓国「朝鮮」人官吏が実施に移した政策は、まず左派的な諸組織——例えば、「全評」・「全農」——を弾圧して解放政局の真空状態を創り出し、そこに警察と警備隊の支援を受けた右派諸勢力が入り込むことの出来る余地を創り出すという所にあつたと言っているのである。⁶³

アメリカ軍政当局は一月に、警察当局に対して『毎日新報』に対する調査命令を下したが、その調査の目的は、必要な場合その新聞に制裁を加えるための合法的理由として本調査を利用すると言うものであつた。一日には同紙の輪転機の停止が命じられ、本格的な左派諸勢力への弾圧のための第一歩が踏み出されたのである。⁶⁴ そのことに関して、B・カミングスは、「廃刊の形式的理由は賃金未払いであつたが、本当の理由は急進的な論調と二月一日付のA・アーノルド長官の「人共」に対する否認声明の掲載拒否であつた、と言うことは誰の目にも明らかであつた⁶⁵」と述べている。言論界全体は挙つて同紙の廃刊に抗議の意を表明したが、結局同紙は二三日に、反軍政的であるとの理由で発行停止を命じられ、又同社が従来日本人所有の財産に敵性財産であることを法的根拠として親米協力者「韓民党の河敬徳」を同社の管理者に任命し、同紙は『ソウル新聞』と改題して再刊されることとなつた。この事実は、アメリカの以南における左派諸勢力への弾圧政策が、本格的に実行に移されたことを示している。

アメリカ占領当局はそれと同時期に、呂運亨とその支持者とに対して人民党を再組織させたことによつて、左派諸勢力に対する弾圧の最初の成果を得ている。と言うのは、人民党の人々は、「人共」を完全に去りはしなかつたものの、暗黙の内に「人共」が韓国「朝鮮」民衆による自治政府である、と言う主張を取り下げて政党として政治行動(活

動)をするように、とするJ・ホッジ中将の要求に同意したのであり、又「人共」を破壊しようとするアメリカ軍政当局の思惑と合致したからである。呂運亨は一日に、ソウルでの「人共」会議の予定日より一週間先立って人民党を創設した。その政綱においては、「韓民党は、資本家を代表する階級政党であり、朝鮮共産党は労働者階級を代表している。それに対して、人民党は労働者、農民、小市民、資本家及び地主等々を含むあらゆる人々を代表している政党である。人民党が除外するものは、専ら反動的及び親日的な要素のみである」と主張し、人民党と韓民党及び朝鮮共産党との階級構成上の差の側面を強調していたのである。

更に二〇から二二日に掛けて、人民委員会の「全国代表者会議」がソウルで開催された。同「全国代表者大会」の主要な議題は、既述のJ・ホッジ中将の要求への対応を決めることであった。同「全国代表者大会」には、道・郡及び市委員会の代表とソウルの「人共」傘下にある政治諸組織及び社会諸団体の代表者凡そ六〇〇名が参加し、主に許憲が議長を勤めて行なわれた。上記の問題——J・ホッジ中将の要求——は、三日間討議された。結局、同「全国代表者大会」の参加者は、アメリカ占領当局に対する支持を表明すると共に、韓国「朝鮮」の以南におけるそのアメリカ軍政当局の権力を認めはしたが、J・ホッジ中将の「人共」に対する「要求については、拒否することを決定した。⁶⁷⁾「人共」の代表者大会が終わってから三日後の二五日には、J・ホッジ中将は、東京(GHQ)の連合国軍総司令官D・マッカーサー元帥宛てに、以下のような内容の電文を送っている。

「最近、ソウルにおいて開催された『人共』代表者会議は、現実の政府のことを意味する『共和国』という言葉の使用を中止せよ、という本官の要求に応じなかった。この政党(『人共』)は、共産党に支持されている諸集団の中で最も強力なものであり、ソヴェトとも若干関連している。その大会に参加した本官の代理人の報告によれば、代表者大会は、韓国「朝鮮」におけるアメリカの努力を全面的に支援し、それに協力することで合意はしたが、姿勢の変化が

どういう結果となつて現れるかを確認する迄は彼等からの支援は信用できない。万一、『人共』が過去のように存続〔政府の役割〕すれば、韓国〔朝鮮〕に独立を認めうる時期の到来は、大幅に遅れる筈である。論評を要請する。⁶⁸」

D・マッカーサー元帥は、当日の内に早速返電し、現地の司令官のJ・ホッジ中将に次のような白紙委任を与えている。その主な内容は、「貴官〔J・ホッジ中将〕が最善と判断した方法を行使すること。現地〔韓国〔朝鮮〕以南〕の政治情勢については本官〔D・マッカーサー元帥自身〕は十分な知識を持つておらず、〔従つて〕貴官に対してそれへの適切な助言を行なうことは出来ないが、本官はその問題に関して、貴官の〔下し得る〕どのような決定事項も支持する⁶⁹』と言ふものである。そのことから、韓国〔朝鮮〕に対するアメリカ軍の占領政策について、アメリカ政府は対韓国〔朝鮮〕占領のための基本指令を送り、現地〔韓国〔朝鮮〕以南のソウル〕の司令官〔J・ホッジ中将〕が、その枠組の中で独自の判断を下すと言ふ形で、現地の統治〔行政〕にアメリカ軍政体制に臨んだと見られる。アメリカの政府機関の中で、当時政策決定の権限を持っていたのは、SWNCCのその下部機関の「極東委員会」のみである。

同極東委員会決定の諸政策は、アメリカの対韓国〔朝鮮〕政策と見なされ、政策文書草案の際、軍事面に関してはJCSの意見が考慮された。そこで草案された文書は、SWNCCに送られ、そこでの承認を得ると次に國務長官を通じて大統領に伝達された。大統領の承認を得た政策文書は、大統領の指令としてSCAPへ送達され、それがアメリカ軍政当局に伝わるという構造になっている。一〇月一三にSWNCCは、韓国〔朝鮮〕に対する「基本的な政策指針」を作り出し、四日後の一七日にはその指針が東京のD・マッカーサーに伝達された。だが、その政策指針がソウルのJ・ホッジ中将に最終的に伝達されたのは、少し後の一二月である。J・ホッジ中将は、後に「日本軍の降伏を接収することと軍政を実施するのに必要な命令以外に最初の政策指針書——一一月の日付が押されている——が我々に伝達されたのは一二月である⁷⁰」とし、当時彼が直面していた苦境を述べたのである。

さて、上記の政策指針は、第二次世界大戦後アメリカの対韓国「朝鮮」占領政策に関する公式見解として通達された初めての指令であり、その本身はアメリカ軍司令官の権限と政策指針とを規定する内容である。その内容は、第一部・アメリカの占領政策の概略と政治について、第二部・経済と民生物資供給について、第三部・金融問題についてであり、各々の項目において取るべき政策方針が詳細に記されている。以下では、第一部の内容——アメリカの占領政策——を中心にアメリカの対韓国「朝鮮」占領政策を見てみよう。

アメリカ（国務省）及びアメリカ軍政当局は、韓国「朝鮮」民衆が自ら完全に自由独立を勝ち取る迄の過渡的措置として以下のような三つの段階を想定している。すなわち、①占領初期の暫定的な措置としてアメリカ・ソヴェトの両国軍による民政の段階、②アメリカ・ソヴェト・中国・イギリスの四カ国（多国間に）による国際的信託統治実施の段階、③最終的段階に国際連合の加盟国としての資格を有する独立国となる、と言う段階である。このような手順で漸進的に移行することが考えられている。従って、アメリカ軍の韓国「朝鮮」占領の目的は、韓国「朝鮮」民衆が「自由独立の政府を樹立することが可能な諸条件を育成する」所にある。韓国「朝鮮」におけるそのようなアメリカ占領軍（第二四軍団）の占領目的を達成するためには、アメリカ軍及びアメリカ占領当局は、韓国「朝鮮」社会から日本帝国主义の「植民地支配のあらゆる痕跡を順次的に除去」して、自由独立国家としての新たな政治的・社会・経済的体制を作り上げて行くことが必要となるのである。

アメリカ軍の占領目的と一致しない植民地機構を解体し、日本人官吏及び親日派を可能な限り速く解雇する。公企業・民間企業での責任のある地位には有資格者を受け入れる。だが有資格の韓国「朝鮮」人及び適当な者が見出せない場合のみ、専門的資格を有する日本人及び親日派の臨時任用も良いと考える。その場合も可能な限り速く適当な韓国「朝鮮」人を交替させるように、その補充及び訓練に関してあらゆる努力を払うべきである。万一、日本人

及び親日派を任用せざるを得ない場合には、その任用が臨時措置であることを一般民衆に周知徹底せよと迄注意している。最後に日本の軍国主義的、国家主義的思想、植民地統治の継続を宣伝・奨励する行為は禁止される。特に自称臨時政府や同様の政治諸団体を公認或いは政治的利用のために利用してはならず、だが占領の目的に合致する場合にのみ、その団体は存在及び活動を認められる。その際は、公に組織に示唆を与えることなく、あくまでも個人的に利用することと注意を喚起している。⁽⁷¹⁾

ところで、アメリカ國務省内の極東小委員会は、その後も、続けて対韓国「朝鮮」占領政策について更なる進言を行なっている。一〇月二二日付で、同極東小委員会において検討された対韓国「朝鮮」占領政策(構想)方針には、その問題の重要性からして「我々の同盟国——例えば、中国及びイギリスを中心とする国々——にも伝えてはならず、新聞発表も許可しない」、との注意書きがなされている。⁽⁷²⁾ その訓令は、「韓国「朝鮮」において、四力国による「国際的な信託統治」が実施される迄の間の、民政機構の組織と構成とに関する政策方針となっている。更に「信託統治に関するアメリカの政策」と題する項目との関連で、その訓令は、再度討論された後、最終的には二四日の上記の極東小委員会において承認を得るに至っている。その訓令に関する主な内容は、概ね以下の通りとなっている。

連合諸国による韓国「朝鮮」の占領は、早急に信託統治に移行すべきである。アメリカ・ソヴェトの両国は、国際信託統治を実施するための会談を即刻開始すべきであって、それ迄はアメリカ・ソヴェト両国軍の間で、恣意的に設定された境界線を撤廃し、信託統治の基盤造成のための様々な方策を模索すべきである。イギリス・アメリカ・ソヴェト・中国の四力国は、韓国「朝鮮」との関わりを考慮し、「国際連合の国際信託統治に関する条項で韓国「朝鮮」の信託統治の施政国」となる。従って、速やかに信託統治の実施規定に関する条項を規定すべく、信託統治に関する協定を結ぶべきとしている。そして軍政体制は、国際信託統治の施政諸国間で一応の合意が得られるに従って、速

やかに廃止され、韓国「朝鮮」の行政管理機構に取って代えられるべきである。同行政機構も、連合諸国間に信託統治に関する協定が成立し、韓国「朝鮮」が独立を果たし、その独立国家としての責任を果たせるようになれば、自ら消え去るべきである⁷⁴⁾と述べている。

その他に、アメリカと連合諸国との間の国際的な信託統治に関する協定を締結する際には、韓国「朝鮮」は、単一の中央集権化された行政機構によって管理されること、又韓国「朝鮮」人を可能な限り最大限に行政業務に任用し、更にその韓国「朝鮮」人の責任範囲も次第に拡大して行くが、海外「亡命先」から帰国した韓国「朝鮮」人（すなわち亡命者集団）の中で、韓国「朝鮮」民衆によって到底受け入れられない可能性を明確に有している人物は公的な地位に任用しないこと、そして韓国「朝鮮」人のための教育行政機関の設置、アメリカ・ソヴェトを中心とする連合諸国による信託統治の管理機構についての諸提言や韓国「朝鮮」民衆の意見を代弁すべき代表機関を創り出すこと、等の諸点が信託統治の協定には盛り込まれるべきと進言している⁷⁵⁾。

以上のように、国務省の方針は、韓国「朝鮮」民族が独立国を運営できる能力を身に付ける迄は連合諸国がそれを手助けし、その間は信託統治の下に置くとの構想を再度確認している。ところが、アメリカ軍政当局は本国の政策立案者とは異なる対応を既に取り始めていた。かと言って、それを軍政当局と本国政策部署との葛藤関係であると見るのは早計である。と言うのは、両者は共にアメリカの国益を優先する所では意見が合致しており、韓国「朝鮮」での信託統治の実施が果たしてアメリカの利益に資するかどうかを考慮した結果、以南には保守勢力を基盤とする自治政府を樹立させる方が有利であると判断したからである⁷⁶⁾。アメリカ軍は、積極的な措置が取られない場合、共産主義者の活動は支配権を掌握する気勢であると捉えて、「確証はないもの」最もラディカルな勢力はソヴェトの指図を受けていると確信している。共産主義者は「極めて良く訓練されており、外部の扇動家の操縦を受けている」

との判断で何れ彼等の活動を取り締まらざるを得ない状況が来る筈であると同文書には述べられている。⁷⁷⁾

一月五日に、東京在住のD・マッカーサー元帥が陸軍参謀総長のG・マーシャル宛てに送った書簡によれば、J・ホッジ中将は、李承晩が帰国した後今迄の多数の小党分立の状況が統合される方向へ向かっており、又理念的統一にも望ましい影響を及ぼしている⁷⁸⁾、と報告している。そして、韓国[朝鮮]人の第一の願望は、独立政府を樹立することであつて、又近々帰国する筈の金九等の「臨政」要員一行も李承晩に協力する筈である、と述べている。J・ホッジ中将は、それらの人々を軍政に協力させることは無論、彼等を「顧問会議」に加えて一層拡充された新たな組織を創り出し、政府の機構を刷新して中央政府の責任ある地位に就かせる構想であることを明らかにしている。そのような政策方針が順調に進めば、言わば「過渡的臨時政府を実験的」に我々の監督の下に設置し、それが総選挙を通じて正式な政府として選出される筈である、としている。そして最後に、そのような政府はまだアメリカ軍が占領していない地域にも拡大され得る可能性を有するとも述べている。⁷⁹⁾

だが、アメリカ國務省の表向きの政策は、あくまでも韓国[朝鮮]には信託統治を実施し、「適切なる手順を経て」独立を与えて行く方針であつて、そのためには出来る限り速やかにソヴェト側との国際信託統治に関する詰め作業に取り組むことであつた。アメリカ國務省極東局長のJ・ヴィンセント(J.C. Vincent)の記録によれば、アメリカは、J・ホッジ中将が韓国[朝鮮]の以南において直面している政治状況が極めて困難であることを承知の上で、今迄のアメリカの占領方針を根本的に変える意思のないことを明言している。⁸⁰⁾つまり、アメリカはアメリカ・ソヴェト両国軍による韓国[朝鮮]における「南北分割」占領によつて生じた諸問題の解決のために、緊急にソヴェト側と何等かの協定を締結する必要性を有する。軍政体制は可能な限り早期に終えるべきである。

すなわちアメリカは、アメリカ・ソヴェト両国軍の南・北分割占領によつて生じた諸問題の解決のために、緊急

にソヴェト側と何等かの協定を締結する必要がある。そして信託統治機構を以って、それを引き継がせる。アメリカ軍及びアメリカ占領当局は、韓国「朝鮮」臨時政府の特定の政治指導者等を支持しているかのような印象を与える行動はどのような場合でも取ってはならない。J・ヴィンセント極東局長によれば、その類の行動はアメリカ占領軍及びアメリカ軍政当局が現下に韓国「朝鮮」の以南地域において当面している問題を一層複雑化させるのみではなく、韓国「朝鮮」の以北地域におけるソヴェト軍司令官を刺激し、ソヴェト軍をして以北の地域においてそれと類似の組織を作つて後押しさせる可能性を秘めており、それは、結果的には統一韓国「朝鮮」の建設を遅らせることになのである。⁽⁸¹⁾ 信託統治の実施に対する上記のような説明と関連し、当時韓国「朝鮮」では四方国による信託統治を巡つて国内の左右両勢力が激しく対立し、国論が二つに分裂していた。⁽⁸²⁾

J・ホッジ中将は二月二日に、「人共」を公に非難し、「人共」のあらゆる政治行動〔活動〕を非合法的なものとして宣言した。又同日に、「人共」はどのような意味でも「政府」としての機能を有さない政治組織・政治団体であるとし、それを政府として承認することを拒否すると再び強調し、その政府の資格で活動しようとすれば、いかなる政治組織・政治団体の活動も不法な活動として取り扱⁽⁸³⁾うと警告した。それは彼が「人共」を政党として取り扱うことよりも、否認する方を選択したことを意味している。アメリカ軍政当局が、「人共」を認めない表向きの理由は、アメリカ軍政当局以外のどのような政府も韓国「朝鮮」の以南内には存在しないとのことであったが、その裏には「人共」が左派的であつて、更に同組織がソヴェトの影響下にあると言ふ認識が働いていたのである。

そのような認識に沿つて、J・ホッジ中将は、「建準」及び「人共」に対して「積極的な措置を取らない場合、彼等が〔韓国「朝鮮」以南の解放政局の〕統制権・主導権を掌握するような事態に迄至つてゐる」、従つて、「建準」・「人共」及び左派諸勢力に対するアメリカ軍政当局の「宣戦布告」ともなり得る強硬な制裁措置を採らせて欲しい、とD・マツ

カーサー元帥に迫ったのである。D・マッカーサー元帥はそれを認め、一二月一二日には既述のJ・ホッジ中将による「人共」への強硬な語調の非難声明が出される。以上のように、アメリカ軍政当局と「人共」及びその支持勢力との全面的対決の状況の中で、J・ホッジ中将の「人共」に対する警告と非難とは、韓国「朝鮮」の以南における保守勢力の利害及び主張と一致して一定の効果を収めることとなる。更に、当時海外に亡命中である多数の政治指導者が徐々に帰国し、既存の保守勢力に加わり、保守諸勢力が更に強化されると、そのことによって、相対的に「人共」勢力の影響力が低下して行ったのである。

注

- (1) L.M.Goodrich, *Korea: A Study of U.S. Policy in the United Nations* (New York: Council on Foreign Relations, 1956), p.115.
- (2) 藤城和美、前掲書 一一四頁。
- (3) FRUS, (1945), *The Conference of Berlin[poitsdam]*, Vol.1, p.313.
- (4) 一九四三年二月一日に、テヘラン会談の終了を待って、カイロ宣言が発表され、その中で、「韓国「朝鮮」民衆の奴隷状態に留意し、『適切なる手順を経て』韓国「朝鮮」を自由且つ独立の国であることの決意を有する」と述べて、韓国「朝鮮」の独立が始めて連合国によって公認されたことを明らかにしている。だが連合国は、「一応韓国「朝鮮」の独立を認めると約束はしているものの、その独立の時期又はその独立の手順等については、『適切なる手順を経て』と言う極めて曖昧な表現を用いたのである。ところで、ヤルタ会談の際に国務省政策担当者は、韓国「朝鮮」問題のその重大さに鑑みて、首脳会談に臨む大統領の参考資料として、「韓国「朝鮮」に関する連合国間の協議事項」と言う極めて具体的な報告書を作成して大統領に提出している。その報告書の内容については、See, FRUS, (1945), *The Conferences at Malta and Yalta*, pp.358-361. 李 景珉、前掲書 一〇七頁参照。
- (5) 一九四五年六月にアメリカ国務省が作成した文書も注目に値する。同文書は、極東における第二次大戦の終結の際、アジア

及び太平洋地域の情勢を予測しているものである。その文書の中で、韓国「朝鮮」における政治・経済・国際関係にも言及し、最後にアメリカの政策方針を提言している。同文書は、まず日本の降伏は韓国「朝鮮」社会に相当な混乱を齎らすことは疑問の余地がないとした上で、その理由として韓国「朝鮮」民族が長年に渡って日本の植民地支配下で抑圧されて来ていること、今一つは、大多数の農民が小作農として苛酷な搾取を強いられて来ていることを挙げている。すなわち、同文書には、支配者（日本「民族」と非支配者（韓国「朝鮮」民族）との衝突は避けられないことである、と予測し、その大半が小作人である農民は、農地改革を要求して起ち上がる筈である、と指摘されている。更に韓国「朝鮮」社会が「革命状況」を迎えることは避けられないとも見込んでいる。そしてカイロ宣言は、一応その宣言の中で韓国「朝鮮」の独立を認めているものの、第二次大戦が完全に終結する迄には真に韓国「朝鮮」民族を代表する、又は独立政府としての義務と責務を引き受けると見なされる政治組織が表に現れる可能性は少ない筈である、とも述べられている。"An Estimate of Conditions in Asia and the Pacific at the Close of the War in the Far East and the Objectives and Policies of the United States," *FRUS*, (1945), Vol. VI, pp.556-580.

- (6) See, E.G.Meade, *op.cit.*, Ch.4.5.
- (7) B.Cummings, *The Origins of the Korean War*, Vol.I, p.125.
- (8) B.Cummings, *Ibid.*, p.126. 藤城和美、前掲書 一四四頁。
- (9) *HUSAFIK*, Vol.I, Ch.1, p.58.
- (10) 李 景珉、前掲書 四八頁。
- (11) 李 景珉、同上書 四八頁。
- (12) 同上書 四八～四九頁。
- (13) 同上書 四九頁。
- (14) *FRUS*, (1945), Vol.VI, pp.1043-1044; 大韓国内務部治安局、『美軍政法令集』（ソウル…一九五六年）一～四頁。…高 峻石、

- 前掲書 二二二～二三三頁。なお同声明文は「USAFP, OCG, September 7, 1945, Proclamation No.2, to the People of Korea」に言及されている。
- (15) HUSAFIK, Vol.1, Ch.3, pp.5-7. 後に韓民党の公式の記録は、同時期の韓民党の活動の目的はアメリカ軍政当局の關係者に「人共」は親日派、共產主義者、そして民族反逆者の集団であると確信させる所にあった、と述べている。李 萬珪、前掲書 二二三頁参照。
- (16) 大韓民国内務部治安局、前掲書 五頁。当時アメリカの韓国[朝鮮]に対する敵視政策についてはアメリカのジャーナリストですらも「我々は、解放軍(army of liberation)ではなく、只韓国[朝鮮]人が降伏条件に服従するか否かを確かめるためにやって来た。アメリカ占領軍は、上陸の第一日から韓国[朝鮮]人を敵(emies)と見なして行動したのである。」「M.Gayn, *Japan Diary* (New York: William Sloane Associates, Inc., 1948), p.428. 井本威夫訳『ヒッポン日記』(築摩書房 一九五一年)参照)と記録している。
- (17) U.S. Far East Command, TI and E.Section, Hdqrs., XXIV Corps, Korea (Seoul, 1948), p.46. 神谷不二編『朝鮮問題戦後資料』第一巻(日本国際問題研究所 一九七六年)一六八頁。李 景珉、前掲書 五二頁。
- (18) *Seoul Times*, September 10, 1945. cited by B.Cummings, *The Origins of the Korean War*, Vol.1, p.138.
- (19) HUSAFIK, Vol.1, Ch.4, p.17; B.Cummings, *Ibid.*, p.138.
- (20) 李 景珉、前掲書 五二～五三頁
- (21) 李 景珉、同上書 五三頁。
- (22) 同上書 五三頁。
- (23) 同上書 五四頁参照。
- (24) U.S. Far East Command, Troop Information and Education Section, Hdqrs, XXIV Corps, Korea (Seoul, 1948), p.46; Soon-Sung Cho, *op.cit.*, p.63.

- (25) J・ホッジ中将のアメリカ軍政統治に関する初期の占領指針(B・プレスコット(B.E.Prescott)大佐草案)の詳細な内容は、第2章注(76)で取り上げられている文献を参照。但し、そこで紹介されているL・ホーク(L.Hoag)氏の論文は、同氏の以下の論文の誤りである。L.Hoag, "American Military Government in Korea: War Policy and the First Year of Occupation, 1941-46", Draft Manuscript (Washington D.C.: Department of Army, 1970); Steinfort, Consul General at Manila, telegram to Secretary of State Byrnes, August 26, 1945, *FRUS*, (1945), Vol.VI, p.1041; *HUSAMG/IK*, Vol.1, Part.1, p.27.
- (26) G.M.McCune & A.L.Grey, Jr., *Korea Today* (Cambridge:Harvard University Press, 1950), p.38.
- (27) アメリカの初期対日占領方針は、天皇を含む日本政府の最高機能を停止し、アメリカ軍政府がそれに代わるという方針(直接統治)を採っていた。だが八月一四日に、D・マッカーサー元帥を連合国最高指令官に任命する。D・マッカーサー元帥宛てのH・トルーマン大統領の指令によれば、「降伏の時点より、天皇と日本政府の権限は貴官の支配下に属する(*FRUS*, (1945), Vol.VI, pp.647-648)と明記され、間接統治方針に変更されたことが伺われる。そして日本本土を占領する直前の八月末に、D・マッカーサー元帥には「間接統治」方針(S.W.N.C.C.一五〇〇三)に変更されたことを通知されたのである。J・ホッジ中将によれば、D・マッカーサー元帥が受けた命令と同様、すなわち韓国「朝鮮」における既存政府を他のものに代替させる迄その政府を利用することを命令を受けて来ている」と述べている。「Report on the Occupation Area of South Korea since Termination of Hostilities:Part I Political」, by J.R.Hodge to the Secretary of the Army, September 27, 1947, p.6.
- (28) B.D.Sarafan, "Military Government Korea", Far Eastern Survey, November, 1946, p.350.
- (29) A.W.Green, *The Epic of Korea* (Washington D.C.: Public Affairs Press, 1950), p.52; *FRUS*, (1945), Vol.VI, pp.1044-1045.
- (30) *FRUS*, (1945), Vol.VI, pp.1049-1050; Benninghoff, letter to Byrnes, September 26, Record Group 59, Main File, box 7128. 彼の見解は、二日前(九月一三日)にJ・ホッジ中将がD・マッカーサー元帥宛てに送った長文の手紙の内容と全く同様のものとなっている。See, Hodge, letter to MacArthur, September 13, 1945, Record Group 338, Unit 11071: *USAF/IK* File, box 1.

- (31) L.Hoag, *op.cit.*, pp.216-218.; Report, 101st Military Government Group to Occupation Military Government, Seoul, 1945, 11.
- (32) 『毎日新聞』一九四五年九月一六日付を参照。
- (33) アメリカ軍政当局の人事行政処長には、アメリカ留学の経験を有する鄭一亨が任命されたが、その人事は、アメリカ軍政当局がアメリカ留学出身者を優先的に求めていることを示している。鄭一亨は後に、自分自身がアメリカ軍政当局の人事行政処長に任命されたのは、既に軍政当局に参加していたアメリカ人と宣教師の推薦によるものであった、と述べている。鄭一亨、『専ら一途な』(ソウル：図書出版新進文化社 一九七〇年)一〇八頁。
- (34) *FRUS*, (1945), Vol.VI, p.1070.
- (35) 『自由新聞』一九四五年一月一日付を参照。
- (36) B.Cummings, *The Origins of the Korean War*, Vol.I, p.155.
- (37) B.Cummings, *Ibid.*, Vol.I, p.141.
- (38) G-2:“Periodic Report”, No.3, September 11-12, 1945; B.Cummings, *The Origins of the Korean War*, Vol.I, p.142.
- (39) G-2:“Periodic Report”, No.10, September 18-19, 1945; B.Cummings, *The Origins of the Korean War*, Vol.I, p.142.
- (40) Department of State Bulletin, September 23, 1945, p.435; *FRUS*, (1945), Vol.VI, p.1048; U.S.General Services Administration, *Public Paper of the United States: H.S.Truman, 1945* (Washington D.C.: GPO, 1961), p.137.
- (41) SCAP (Supreme Commander for the Allied Powers), Summation of Non-military Activities in Japan and Korea (以下、SCAP Summation と略記する), No.1, (September, 1945), p.177. 同文書は、韓国[朝鮮]におけるアメリカ軍政当局に関する最も詳細な情報源である。本来日本問題に関する報告に加えられていた韓国[朝鮮]問題に関する報告は、最初の五巻と分離され、Summation of U.S. Army Military Government Activities in Korea, Command-in-Chief U.S. Army Forces, Pacific, No.6 (March, 1946) to No.22 (July, 1947) として出されている。同シリーズの第十三号は、South Korea Interim Government Activities, U.S.Army Forces in Korea, No.1, Au

gust, 1947. として出されている。それ以降の第二四号から第三五号(一九四七年九月〜一九四八年一〇月)迄を合わせた一二二巻が「Prepared by National Economic Board」を付け加えて出版されている。

- (42) "Report on the Occupation: Political", p.22; Benninghoff, telegram to G. Acheson, Jr., Acting Political Adviser in Japan, October 9, 1945, *FRUS*, (1945), Vol. VI, p.1069.
- (43) The American XXIV Corps G-2 Summary, No. 41, dated June 23, 1946; American Military Government in Korea (*AMGIK*), *Chukan Digest*, No.2, October 25, 1945. 『毎日新報』一九四五年一〇月一〇日及び一一日付を参照。
- (44) 同上新聞 同日付を参照。
- (45) 李 景珉, 前掲書 一八〇頁参照。
- (46) 李 景珉, 同上書 一八一頁。
- (47) 李 康国, 『民主主義朝鮮ノ建設』(ソウル・朝鮮人民報社 一九四六年)一六頁参照。
- (48) 李 康国, 同上書 一六頁。・李 景珉, 前掲書 一八三頁。
- (49) E.G.Meade, *op.cit.*, p.162.
- (50) *FRUS*, (1945), Vol. VI, pp.1049-1053. 同文書は、カイロ宣言の中の韓国「朝鮮」に対する信託統治条項の解釈問題に関しても言及されている。すなわち韓国「朝鮮」民衆はカイロ宣言の文言の「適切なる手順を経て(in due course)」を韓国「朝鮮」語の訳として当初から「数日以内に(in a few days)」又は「最も早く内に(very soon)」と同様の意味で理解してゐる[See, L.Hoag, *op.cit.*, pp.11-12. 拙稿「法政論集」第一六四号(三三三〜三三三頁参照)。従つて「アメリカ軍の韓国「朝鮮」の以南の上陸・占領後に完全独立が与えられず、又日本人がそのまま今の地位に留まる状況は、韓国「朝鮮」民衆には「期待外れも甚だしい」と受け取られている。
FRUS, (1945), Vol. VI, pp.1049. 李 景珉, 前掲書 一一七頁参照。
- (51) Hodge, letter to MacArthur, September 13, 1945, Record Group 338, Unit 1171: *USAFIK* File, box 1.

- (52) 李 景珉、前掲書 二二八頁参照。
- (53) FRUS, (1945), Vol. VI, pp. 1053-1054, 1057-1060. 李承晩の帰国と関連してB・カミングス氏は「J・ホッジ中将、D・マッカーサー元帥、そして李承晩が共謀して既存の国務省の方針を崩した(B. Cummings, *The origins of the Korean War*, Vol. 1, pp. 189, 213)」と主張している。だが、当時国務省の既存政策は李の個人資格での帰国は賛成であった」と言う点からすれば、氏の指摘は不当であると考えられる。See, Memorandum of Conversation by Director of Office of Far Eastern Affairs (Vincenz), September 26, 1945, FRUS, (1945), Vol. VI, p. 1058.
- (54) FRUS, (1945), Vol. VI, pp. 1091-1092.
- (55) FRUS, (1945), Vol. VI, pp. 1061-1065. そのようなH・ベニングホーフの報告書の内容とは正反対に、「むしろ「人共」こそが以南における最大の政治勢力と捉えている見解としては、See, G.M. McCune, "Occupation Politics in Korea", *Far Eastern Survey*, 15, June, 1946, p. 36; G.M. McCune, *Korea's Postwar Political Problems*, Secretariat Paper Co. 2 (New York: Institute of Pacific Relations, 1947).
- (56) J・ホッジ中将の政治顧問のH・ベニングホーフは、「人共」が「中間左派から急進派に至る迄多様な思想的傾向を有する、幾らかの小規模な分派から構成されている。その中で、共産主義の自認している集団は一番声が大きい方で指導力を発揮しているようである」。「ソヴェト占領当局が、以南の全域で彼等の政治思想(ソヴェト・イデオロギー)を普及しようと動いている」とは疑問の余地がなく、「革新系と共産系の集団がソヴェトの支持と指令を受けているのは確かである」と見なしている。FRUS, (1945), Vol. VI, pp. 1051, 1061, 1070-1071.
- (57) FRUS, (1945), Vol. VI, pp. 1072-1073.
- (58) アメリカ軍政当局の或る報告によれば、それは、「韓国[朝鮮]人のより多くの政治参加を準備するために」創り出されたもので、アメリカ軍政長官に助言を行なうために任命された教育者、弁護士、実業家、急進的及び保守的な政治指導者によって構成された、と述べている。See, SCAP, *Summation* No. 1, p. 177.

- (59) SCAP Summation, No.1, (September, 1945), p.181.
- (60) B.Cummings, *The Origins of the Korean War*, vol.I, p.141.
- (61) B.Cummings, *Ibid.*, vol.I, p.135.
- (62) B.Cummings, *Ibid.*, Vol.I, p.135; E.G.Meade, *op.cit.*, p.52.
- (63) B.Cummings, *op.cit.*, p.194. 一月初めにJ・ホッジ中将が、D・マッカーサー宛てに送った二つの電文報告は、主に共産主義者の活動に対処するために、現地司令部が李承晩、金九等の「臨政」要員の利用を考慮していたことを示している。『Lieutenant General J.R.Hodge to General of Army D.MacArthur, at Tokyo』, 2 November 1945, *FRUS*, (1945), Vol.VI, p.1106; ‘General of the Army D.MacArthur to the Chief of Staff (Marshall)’, 5 November 1945, *FRUS*, (1945), Vol.VI, pp.1130-1133.
- (64) *HUSAFIK*, Vol.II, Ch.1, p.26.
- (65) B.Cummings, *The Origins of the Korean War*, Vol.I, p.194. 彼の分析には基本的に同意できるが、「誰の目にも明らかであった云々」と言う行は、右派勢力側は必ずしもそうは思わなかった、と言う点で、些か疑問が残る。
- (66) 朝鮮人民党、『人民党ノ路線』(ソウル：新文化研究所出版部 一九四六年)二、一三三頁。
- (67) 『解放日報』一九四五年一月二十五日付を参照。
- (68) *FRUS*, (1945), Vol.VI, pp.1133-1134.
- (69) *FRUS*, (1945), Vol.VI, p.1134.
- (70) ‘Transcript of General Hodge’s Verbal Summary to General A.C.Wedemeyer and His Staff’, Seoul, August 27, 1947, p.19. そのソウルへの伝達の時期と関連して、B・カミンクス氏は、S W N C C [二七六／八]は一九四五年一〇月中旬頃にJ・ホッジ中将に伝達されたと誤って記述している。B.Cummings, *The Origins of the Korean War*, Vol.I, pp.161, 218, 228. C・ドップスも 自分の著書の中で、一〇月中旬に國務省がJ・ホッジ中将にS W N C C [二七六／八]を電文で送付したと叙述し、上記と同様、伝達の時期を

- 誌の序文。 C.D.Dobbs, *The Unwanted Symbol: American Foreign Policy, The Cold War, and Korea, 1945-1950* (Kent: The Kent State University Press, 1981), p.44.
- (71) *FRUS*, (1945), Vol.VI, pp.1073-1091. 同文書に関する日本語訳は、李 景珉氏の前掲の著書をある程度参考になっている。李 景珉 前掲書 二二二～二二三頁参照。
- (72) *FRUS*, (1945), Vol.VI, p.1093. 李 景珉 同上書 二二三頁参照。
- (73) *FRUS*, (1945), Vol.VI, pp.1101-1103.
- (74) *FRUS*, (1945), Vol.VI, p.1102. 李 景珉 前掲書 二二三頁参照。
- (75) *FRUS*, (1945), Vol.VI, p.1103. 李 景珉 同上書 二二三～二三四頁参照。
- (76) *FRUS*, (1945), Vol.VI, pp.1091-1092.
- (77) *FRUS*, (1945), Vol.VI, p.1106. 李 景珉 前掲書 二三四頁参照。
- (78) *FRUS*, (1945), Vol.VI, p.1112. 李 景珉 同上書 二三四頁参照。
- (79) *FRUS*, (1945), Vol.VI, pp.1112-1113. 同上書 二三四～二三五頁参照。
- (80) *FRUS*, (1945), Vol.VI, pp.1113-1114. 同上書 二三五頁参照。
- (81) 李 景珉 同上書 二三五頁参照。
- (82) それについての詳細は、拙稿『法政論集』第一六四号二一九～二六七頁参照。
- (83) *HUSAFIK*, Vol.II, Ch.1, p.9; *SCAP Summation*, No.3, December, 1945, p.187; *AMGIK, op.cit.*, No.11, December 29, 1945.

訂正箇所のお知らせ

「法政論集一六七号論説」第二次世界大戦後アメリカの対韓国「朝鮮」政策〔左派抑圧〕に関する一考察(一)に誤りがありました。左記の正誤表をご参照下さい。

誤

正

246頁 10行目

Internationalist

⇩ Internationalist

247頁 4行目

五頁参照

⇩ 一八〇一九頁参照

273頁 終わりから2行目

セクション(特)

⇩ セクションI

282頁 注(24)

高 俊石

⇩ 高 峻石